

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

令和8年5月27日

公正取引委員会
総務省

電気通信事業分野における競争の促進に関する指針

(目次)

I	電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成	1
第1	指針の必要性	1
第2	指針の構成と基本的考え方	2
II	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	8
第1	電気通信設備の接続及び共用に関連する分野	8
1	独占禁止法における考え方	8
2	電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要	9
(1)	電気通信設備の接続制度	9
ア	電気通信事業者の接続義務等	9
イ	指定電気通信設備制度	10
ウ	接続の協定	10
(2)	電気通信設備の共用制度	10
(3)	接続等に関する命令	11
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	11
(1)	独占禁止法上問題となる行為	11
ア	特定設備との接続に係る行為	11
イ	コロケーションに係る行為	13
ウ	接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	14
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	15
ア	業務改善命令の対象となる行為	15
イ	接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合	18
ウ	接続約款変更命令の対象となる場合	19
エ	市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為	20
第2	電柱・管路等の貸与に関連する分野	22
1	独占禁止法における考え方	22
2	電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要	23
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為	24

(1) 独占禁止法上問題となる行為	24
ア 電柱・管路等の貸与に係る行為	24
イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為	26
ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為	26
エ 一束化及び支線の共用に係る行為	27
(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為	27
ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為	27
イ 適正でない提供条件により貸与する行為	30
第3 電気通信役務の提供に関連する分野	30
1 独占禁止法における考え方	30
2 電気通信事業法における電気通信役務に関する制度の趣旨と概要	31
(1) 基礎的電気通信役務に関する制度	31
(2) 指定電気通信役務に関する制度	32
(3) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度	32
(4) (1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度	33
3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	34
(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為	34
ア 独占禁止法上問題となる行為	34
イ 電気通信事業法上問題となる行為	36
(2) セット提供等に係る行為	45
ア 独占禁止法上問題となる行為	45
イ 電気通信事業法上問題となる行為	47
(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為	48
ア 独占禁止法上問題となる行為	48
イ 電気通信事業法上問題となる行為	49
(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為	50
ア 独占禁止法上問題となる行為	50
イ 電気通信事業法上問題となる行為	51
(5) 卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為	52
ア 独占禁止法上問題となる行為	52
イ 電気通信事業法上問題となる行為	56
第4 コンテンツの提供に関連する分野	58
1 独占禁止法における考え方	58
2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	59

3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	60
(1)	独占禁止法上問題となる行為	60
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	61
第5	電気通信設備の製造・販売に関連する分野	62
1	独占禁止法における考え方	62
2	電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等	63
3	独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為	64
(1)	独占禁止法上問題となる行為	64
ア	電気通信設備の製造に関連する分野における行為	64
イ	電気通信設備の販売に関連する分野における行為	65
(2)	電気通信事業法上問題となる行為	67
【再掲】	市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等）	68
1	制度の趣旨及び概要	69
2	電気通信事業法上問題となる行為	71

III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1	第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制	74
(1)	設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶（同規則第22条の10第1号から第4号まで関係）	74
(2)	厳格な情報遮断措置（同条第5号から第10号まで関係）	74
(3)	実効的な監視の仕組み（同条第11号から第16号まで関係）	75
2	その他事業者が採ることが望ましい行為	75
(1)	禁止行為等規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表	75
(2)	加入者回線網の開放の徹底	75
(3)	電柱・管路等の貸与関係	75
ア	電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等	75
イ	電柱・管路等の貸与申込手続の公表等	75
ウ	電柱・管路等の貸与状況の公表	76
(4)	卸電気通信役務市場の活性化	77
(5)	違反防止マニュアルの作成	77
(6)	固定ブロードバンドサービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減	77
ア	工事費等相当額の割引やキャッシュバックの提供期間	77
イ	無料解約期間	77
(7)	携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減	77
ア	端末設備の対応周波数帯	77

イ 利用者に対する十分な説明	78
IV 報告・相談、意見申出等への対応体制	79
第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等	79
第2 公正取引委員会と総務省の連携	80

I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性和構成

第1 指針の必要性

我が国においては、デジタル社会の形成が、我が国の国際競争力の強化及び国民の利便性の向上に資するとともに、急速な少子高齢化の進展への対応その他の我が国が直面する課題を解決する上で極めて重要であることに鑑み、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号。令和3年9月1日施行。）を制定し、デジタル社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進し、もって我が国経済の持続的かつ健全な発展と国民の幸福な生活の実現に寄与することとしている。

同法において、「広く国民が低廉な料金で多様なサービスを利用することができるよう、世界最高水準の高度情報通信ネットワークの形成を促進するため、事業者間の公正な競争の促進その他の必要な措置が講じられなければならない。」（第21条）こととされているなど、電気通信事業分野における公正な競争の促進は、政府全体としての重要な政策課題の一つとなっている。

我が国は、自由主義経済体制の下、事業者の公正かつ自由な競争に基づき、市場メカニズムを通じて、事業者の創意工夫を発揮させ、経済の活力ある発展を確保することを目指しており、規制改革の推進に併せて、競争の一般的ルールである独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号））により事業者の競争制限行為を排除していくことが基本である。

他方、電気通信事業分野においては、

- ① 不可欠性及び非代替性を有するため他の事業者がそれに依存せざるを得ないいわゆるボトルネック設備の設置、市場シェアの大きさ等に起因して市場支配力を有する事業者が存在するために十分な競争が進みにくいこと、
- ② いわゆるネットワーク産業であり、競争相手の事業者と接続することにより利用者の効用が大きく増加するとともに、逆に接続しなければ事業者はサービスの提供が困難であるため、他事業者への依存を余儀なくされること、
- ③ 市場の変化や技術革新の速度が大変速いことといった事情がある。

このような電気通信事業分野の特殊性を前提にすれば、電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していくためには、規制改革の推進と競争の一般的ルールである独占禁止法による競争制限行為の排除に加えて、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）において、公共性・利用者利益の確保の観点から必要な規制を課すとともに、公正競争促進のための措置を講じていくことが必要である。

このため、電気通信事業分野における競争を促進するためには、両法の果たす役割を踏まえ、独占禁止法及び電気通信事業法を適正に運用していくことが必要となる。

この「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」は、独占禁止法を所管する公正取引委員会と電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの所管範囲について責任を持ちつつ、作成したものである。本指針は、独占禁止法と電気通信事業法の適用関係を巡る事業者の無用の混乱や負担を生じさせないようにする観点からも有用であると考えられる。

公正取引委員会と総務省は、今後とも、電気通信事業分野における競争を一層促進する観点から、相互に連携しつつ、積極的に取り組んでいくこととする。

第2 指針の構成と基本的考え方

1 構成

この指針は、

- I 電気通信事業分野における競争の促進に関する指針の必要性と構成
- II 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為
- III 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為
- IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

から構成されている。

IIについては、独占禁止法を所管する公正取引委員会及び電気通信事業法を所管する総務省が、それぞれの責任の下、独占禁止法及び電気通信事業法の適用等に関する考え方を示したものである。

IIIについては、電気通信事業分野の競争を促進する観点から、電気通信事業者等が自主的に採ることが望まれる行為を具体的に示したものである。

IVにおいては、独占禁止法又は電気通信事業法に違反する事実についての報告や、実現しようとする事業活動に係る具体的行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかの確認・相談の窓口及び公正取引委員会と総務省の連携について、付記している。

2 独占禁止法の適用に当たっての基本的考え方

- (1) 公正取引委員会は、従来から、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争を促進する観点から、同事業分野における競争制限的行為に対して、独占禁止法を厳正に執行し、それらの行為を排除してきたところであり、今後ともこの方針を堅持していくこととしている。
- (2) また、電気通信事業分野における公正かつ自由な競争をより一層促進していくためには、競争制限的行為を排除するなど独占禁止法を厳正に執行すること（注1）に加え、以下の観点から、同事業分野における独占禁止法の適用に関する考え方をあらかじめできる限り明らかにすることが重要である。

- ① 事業者が独占禁止法違反行為を行うことを未然に防止すること。
- ② 事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備すること。
- ③ 独占禁止法上問題となる行為を具体的に示すことにより、その運用の透明性を確保すること。

(注1) 公正取引委員会は、独占禁止法に違反する行為があると認めた場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、当該行為の差止め、契約条項の削除、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。また、事業者が、他の事業者の株式を取得し、又は所有すること等により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、独占禁止法の規定に基づき、事業者に対し、株式の全部又は一部の処分、事業の一部の譲渡その他違反行為を排除するために必要な措置を命ずることとなる。

- (3) 公正取引委員会は、このような認識の下、次章において、関係する事業者等から示された競争上の懸念や独占禁止法上問題とされた事例なども踏まえた上で、主に電気通信役務(注2)を中心に、競争事業者(注3)の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせるおそれがあるなど、電気通信事業分野における競争に悪影響を与える行為について、具体的に想定される事業者の行為に即した形で、独占禁止法の適用に関する考え方を明らかにしている(注4)。

(注2) 電気通信役務とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう(電気通信事業法第2条第3号)。

(注3) 競争事業者とは、自己若しくは自己の関係事業者の提供する電気通信役務と競合する電気通信役務を現に提供し、又は提供しようとする他の事業者を指す。電気通信役務には、電気通信設備を自ら保有して提供する形態のほか、他の電気通信事業者の保有する電気通信設備を用いて提供する形態があるが、競合する電気通信役務に当たるか否かについては、提供形態のいかんを問わず、その実態に即して、判断される。また、競合する電気通信役務を提供しようとする事業者は、現に電気通信事業の登録を受けていない場合や電気通信事業の届出を行っていない場合であっても、競争事業者に含まれる。

なお、自己の関係事業者とは、自己との資本関係等を通じて一方が他方の経営方針等の決定を支配している又はそれに対して重要な影響を与えている事業者をいい、例えば、自己の子会社、自己を子会社とする親会社、当該親会社の子会社などをいう。

(注4) 独占禁止法の適用に当たっては、事業者の行為が市場における競争に及ぼす影響の程度が判断される。電気通信事業分野においては、例えば、固定通信では、加入電話、IP電話、FTTHサービス、DSLサービス、CATV設備を用いた電気通信サービス(以下「CATVサービス」という。)等、移動体通信では、携帯電話サービス、

PHSサービス、BWAサービス等のサービスがあるが、市場は、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から画定され、必ずしもサービスごとに画定されるものではなく、その実態に即して、画定される。

- (4) 独占禁止法は、全ての事業者をその適用対象とするものであるが、同一の行為が行われる場合であっても、新たに参入する電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は一般に軽微である一方、市場において相対的に高いシェア（注5）を有する電気通信事業者又はボトルネック設備を有する電気通信事業者若しくは電波の割当てを受けた電気通信事業者によって行われた場合には競争に与える影響は大きい（注6）（注7）。

本指針Ⅱに記述している行為（「想定例」（注8）を含む。）が具体的に行われた場合であっても、直ちに独占禁止法上問題となるわけではなく、当該行為を行った事業者（外国事業者を含む。以下同じ。）が独占禁止法の規定に違反することとなるか否かについては、同法の規定に照らして、当該行為が競争に与える影響を勘案し、個別の事案ごとに判断されることとなる。

（注5）ここでのいうシェアは、加入者数のほか、保有する回線等の設備の数に基づき算定される場合がある。また、加入者数に基づくシェアの算定に当たっては、基本的には、電気通信設備を自ら保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者だけでなく、他の電気通信事業者の保有する電気通信設備を用いて電気通信役務を提供する電気通信事業者も、一の事業者として扱われる。

（注6）電気通信事業分野においては、ボトルネック設備を有する電気通信事業者や電波の割当てを受けた電気通信事業者が、市場において相対的に高いシェアを有する傾向がみられる。

（注7）市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者がその地位を利用して他の商品・サービスについて影響力を行使したり当該市場で得た利益を他の商品・サービスに利用したりする場合も、一般に競争に与える影響は大きい。

（注8）「想定例」は、あくまでも問題となり得る仮定の行為を例示したものである。

- (5) 独占禁止法上問題となる行為としては、具体的に想定される主要な行為を取り上げているが、このほか事業者による株式の保有、合併又は事業譲受け等の企業結合についても、独占禁止法の適用の対象となる（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」（平成16年5月31日公正取引委員会）参照）。また、本指針に記載されていない行為であっても、独占禁止法の規定に違反する場合には、同法の規定に基づき、排除措置命令等の対象となる。

また、公正取引委員会においては、今後の電気通信事業分野における競争環境の変化に対応しつつ、本指針の運用事例を積み重ねていくとともに、その蓄積を反映

させる形で本指針を適宜機動的に見直すこととする。

3 電気通信事業法の適用に当たっての基本的考え方

(1) 電気通信事業法においては、従来から、接続制度など電気通信事業分野における公正な競争環境の整備を図るための各種制度が整備されてきたところであり、平成13年以降も、以下のような制度整備がされている。

① 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成13年法律第62号）において、市場支配的な電気通信事業者（注9）をあらかじめ特定して一定の行為規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課すこととする非対称規制制度を導入するなど、一層の公正競争促進のための措置を講じている。本制度の導入により、市場支配的な電気通信事業者に対しては、反競争的行為の禁止行為をあらかじめ類型化することにより、これらの行為の効果的な未然防止及び迅速な排除が可能となるとともに、それ以外の電気通信事業者（非支配的事業者）については、契約約款、電気通信設備の接続・共用及び卸電気通信役務（電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務をいう。以下同じ。）に関する規制緩和を行い、より柔軟な事業展開を可能としている。

② 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成15年法律第125号）において、電気通信事業におけるネットワーク構造や市場構造の変化に柔軟に対応するとともに電気通信事業者の多様な事業展開を促すため、第一種電気通信事業及び第二種電気通信事業の区分を廃止するとともに、第一種電気通信事業の許可制を廃止して登録制又は届出制へと改め、電気通信役務に係る料金及び契約約款の届出義務を原則として廃止する等の措置を講じている。

③ 放送法等の一部を改正する法律（平成19年法律第136号）において、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認めるときを、業務改善命令（業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令をいう。以下同じ。）の発動要件とすることとしている。

④ 放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）において、電気通信事業法第34条第2項に規定する第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制として、第二種指定電気通信設備に関する接続会計の整理・公表を義務付ける等の措置を講じている。

⑤ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第58号）において、電気通信事業法第33条第2項に規定する第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する反競争的行為の防止に係る規制の実効性を確保するための非対称規制として、当該電気通信

事業者に対し、業務を委託する子会社等が上述した禁止行為を行わないよう必要かつ適切な監督を行う義務を課すとともに、設備部門（注１０）の設置その他の接続の業務に関して知り得た情報の適正な管理及び当該接続の業務の実施状況を適正に管理するための体制の整備等を講ずべき義務を課す措置を講じている。

- ⑥ 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成２７年法律第２６号）において、電気通信事業の公正な競争を促進するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が特定の者と合併した場合等における電気通信事業の登録の更新の義務付け、移動通信市場の市場支配的な電気通信事業者に対する反競争的行為の禁止の緩和、第二種指定電気通信設備との接続に関するアンバンドル（ネットワーク機能の細分化）した形での接続の義務付け、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する届出の義務付け等の措置を講じている。
- ⑦ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第５号）において、モバイル市場の競争を促進するため、通信料金と端末代金の完全分離や行き過ぎた囲い込みを是正する等の措置を講じている（同措置については、別途「電気通信事業法第２７条の３等の運用に関するガイドライン」を策定している）。
- ⑧ 電気通信事業法の一部を改正する法律（令和４年法律第７０号）において、固定通信分野における利用者のサービス利用や電気通信事業者の設備構成等に係る環境変化を踏まえて第一種指定電気通信設備制度を見直すとともに、卸電気通信役務に係る電気通信事業者間の協議の適正性を確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供及び当該卸電気通信役務に関する情報の提示の義務付け等の措置を講じている。
- ⑨ 電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第４６号）において、ユニバーサルサービスの料金については、契約約款において、特別な事情がある場合を除き地域により異なる料金の額を定めることを禁止する措置を講じるとともに、市場支配的な電気通信事業者に対し、上述した禁止行為に卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供を禁止し、また、グループ内の特定の者と合併した場合等における電気通信事業の登録の更新を義務付けるほか、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が総務省令で定める取引等において不公平な取扱いを行うことを禁止する等の措置を講じている。

これらを通じて、今後、電気通信市場における公正な競争環境が整備され、電気通信事業者による公正な競争を通じた一層の料金の低廉化、サービスの高度化・多様化が期待される。

（注９）「市場支配的な電気通信事業者」とは、電気通信事業法第３０条第１項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者及び同法第３３条第２項に規定する第

一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者をいう。

(注１０) 第一種指定電気通信設備（これと一体として設置される電気通信設備を含む。）の設置、管理及び運営並びにこれらに付随する業務を行う専任の部門をいう（電気通信事業法第３１条第９項第１号）。

- (2) 総務省は、次章以降において、電気通信事業法による公正競争条件の確保方策が円滑に活用されるよう、同法において市場支配的な電気通信事業者等に対する非対称規制の対象となる行為や、業務改善命令、契約約款変更命令等の各種命令等の対象となり得る行為を類型化して例示することにより、同法の運用の一層の透明化を図り、電気通信事業者が最大限の経営自主性を発揮できる環境を整備しようとするものである。

また、卸電気通信役務については、平成２７年２月、東日本電信電話株式会社（現ＮＴＴ東日本株式会社）及び西日本電信電話株式会社（現ＮＴＴ西日本株式会社）における光回線の卸売サービスの提供の開始に際して策定・公表した「ＮＴＴ東西のＦＴＴＨアクセスサービス等の卸電気通信役務に係る電気通信事業法の適用に関するガイドライン」においても、電気通信事業法上問題となり得る行為を整理・類型化して例示しているところであり、本指針と併せて適用することとしている。なお、同卸売サービスの卸料金については、移動体通信におけるモバイル音声卸とともに、令和２年９月に策定・公表した「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づき検証を実施している。

- (3) 本指針においては、電気通信事業法上問題となる行為を列挙しているが、電気通信事業者の個別具体的な行為が同法に基づく変更・停止命令等の各種命令の対象となるか否かについては、同法の規定に照らし、個別の事案ごとに判断される。また、本指針に記載されていない行為であっても、同法上の規定に照らし、禁止行為等に該当する場合には、各種命令等の対象となる。

また、総務省においては、今後とも一層の公正競争環境の整備を図る観点から、電気通信事業分野における新たなビジネスモデルの出現や新サービスの展開といった変化にも対応しつつ、本指針を適宜機動的に見直すこととする。

Ⅱ 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

第1 電気通信設備の接続及び共用に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 固定系の電気通信設備には、電気通信役務を提供するに当たり必要不可欠であるものの、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備がある。

また、移動系の電気通信設備は、投資等を行うことにより同種の設備を新たに構築することが現実的に困難なものと一概に認められるものではないものの、同種の設備を保有していたとしても、移動体通信サービスを行う際には市場において相対的に高いシェアを有する移動体通信サービス事業者と相互に接続しなければサービスの提供が困難と認められる場合がある。加えて、電波の割当てには限りがあることから、移動体通信事業には自ら設備を構築し電波の割当てを受けて参入することが行われにくいという現状があり、電波の割当てを受けていない事業者は、サービスの提供に当たり、電波の割当てを受けた事業者が保有する設備への接続が必要となる場合がある。

このため、固定通信においても移動体通信においても、電気通信事業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する特定の電気通信設備（以下「特定設備」という。）（注1）との接続（注2）が行えなかったり、接続の手续が遅延したりすれば、新規参入や新規事業展開が困難となる場合がある。また、特定設備のうち必要となる機能等だけに限定した接続ができない場合には、更なるコスト負担を強いられることとなる。さらに、特定設備への接続が一部の電気通信事業者にしかな行われない場合には、電気通信事業者間の公正な競争条件を確保できないこととなる。

（注1）固定系の電気通信設備については、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する加入者回線網がこれに当たる。ここにいう加入者回線網とは、加入者から最も近い交換機や収容ルータ（以下「端末系交換等設備」という。）、加入者と端末系交換等設備を連結する電気通信回線（以下「端末回線」という。）、端末系交換等設備からの電気通信回線を集線する交換機や中継ルータ（以下「中継系交換等設備」という。）、端末系交換等設備と中継系交換等設備の間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークをいう。また、移動系の電気通信設備については、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が保有する、加入者の端末設備との間で電波の送受信を行う無線局の無線設備（以下「端末系無線基地局」という。）、端末系無線基地局から最も近い交換機（以下「端末系交換設備」という。）、端末系交換設備からの電気通信回線を集線する交換機、これらの間を連結する電気通信回線等から構成されるネットワークがこれに当たる。

なお、これらのネットワークにおける電気通信回線には、メタル回線のほか、光ファイバ回線等も含まれる。

(注2) 接続には、その機能を細分化し、接続する者にとって必要なもの（例えば、通信を伝送する機能、通信の交換を行う機能等）のみを利用させる形態を含むものとする。
また、接続に係る行為のほかに、設備の共用に係る行為があるが、共用に係る行為についても接続に係る行為の考え方が準用される。

(2) このような状況の下、固定通信においても移動体通信においても、例えば、特定設備を保有し、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、競争事業者に対し、特定設備との接続や特定設備との接続に際してのコロケーション（注3）の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、競争事業者の新規参入を阻害し、円滑な事業活動を困難にさせるものであり、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる（注4）。

(注3) コロケーションとは、接続する者に対して、接続を行うために必要な装置を設置するために必要不可欠となる局舎スペース等を提供することをいう。

(注4) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2（4）を参照。

2 電気通信事業法における接続制度等の趣旨と概要

(1) 電気通信設備の接続制度

電気通信設備の接続制度は、電気通信事業者間の交渉力の相違等に着目して、優位な一方当事者によって他方当事者に著しく不利な協定が締結されたり、接続の実質的な拒否がなされたりすることで、公正な競争及び利用者の利便を害することがないように、電気通信事業者間の円滑な接続を確保することを目的としている。そして、制度の概要は以下のようになっている。

ア 電気通信事業者の接続義務等

電気通信事業者は、その電気通信回線設備について、電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき等一定の場合（注5）を除き、他の電気通信事業者からの接続請求に応じる義務がある（電気通信事業法第32条）。

(注5) ① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生じるおそれがあるとき

② 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき

- ③ 接続を請求した他の電気通信事業者が接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき
- ④ 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき

イ 指定電気通信設備制度

不可欠性・独占性を有する、あるいは相対的に多数の加入者を収容していること等から、公正な競争及び利用者利益の確保の観点から特別の接続規制が必要な電気通信設備については、電気通信事業法に基づき、総務大臣が指定を行う。総務大臣が指定を行う電気通信設備には、第一種指定電気通信設備と第二種指定電気通信設備がある。

まず、第一種指定電気通信設備とは、固定系端末回線を相当な規模で有する電気通信事業者が設置する設備のうち、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠で独占性を有しているものであり、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・認可・公表、機能をアンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表、特定の機能に関する接続料についてのLRIC（長期増分費用）方式による算定等を義務付けている。

次に、第二種指定電気通信設備とは、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容しているものであり、移動体通信市場が電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場であるため、公平かつ透明で円滑・迅速な接続を確保する観点から、これを設置する電気通信事業者に対し、接続約款の作成・届出・公表、機能をアンバンドルした形での接続、接続会計の整理・公表等を義務付けている。

ウ 接続の協定

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、認可を受けた接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第一種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第33条第9項）。

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、届け出た接続約款によらなければ、他の電気通信事業者との間において、第二種指定電気通信設備との接続に関する協定を締結し、又は変更してはならない（電気通信事業法第34条第4項）。

(2) 電気通信設備の共用制度

電気通信設備の共用に関する協定については、当事者間の協議により締結することとしている。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う当該第一種指定電気通信設備の共用に関する協定については、不当な差別的取扱いを防止するなど、第一種指定電気通信設備の適正かつ円滑な利用を確保する観点から、あらかじめ総務大臣に届け出なければならない（電気通信事業法第37条第1項）。

(3) 接続等に関する命令

電気通信事業者が他の電気通信事業者に対し当該他の電気通信事業者が設置する電気通信回線設備と当該電気通信事業者の電気通信設備との接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該協定の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第1項）。

また、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの（特定卸電気通信役務）については、電気通信事業者が、他の電気通信事業者に対し当該卸電気通信役務の提供に関する契約の締結を申し入れたにもかかわらず当該他の電気通信事業者がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該契約の締結を申し入れた電気通信事業者から申立てがあったときは、提供を拒む正当な理由があると認める場合等を除き、原則として、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第39条において準用する第35条第1項）。

また、上記以外の場合においても、電気通信事業者間において、その一方が電気通信設備の接続、共用又は卸電気通信役務の提供に関する協定又は契約の締結を申し入れたにもかかわらず他の一方がその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合で、当該一方の電気通信事業者から申立てがあった場合において、その接続、共用又は卸電気通信役務の提供が公共の利益を増進するために特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、協議の開始又は再開の命令が発動される（電気通信事業法第35条第2項、第38条第1項及び第39条において準用する第38条第1項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 特定設備との接続に係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者に対して、特定設備との接続を拒否すること、又は接続に関連する費用（注６）を高く設定し、接続に当たって必要となる情報（注７）を十分に開示せず、若しくは接続手続（注８）を遅延させるなど実質的に接続を拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注９）。

（注６）接続に関連する費用には、網改造料、工事費、手続費、端末接続試験費、接続に際し提供される特定事業者に係るプロフィールが記録されたＳＩＭや設備の費用等を含む。

（注７）接続に当たって必要となる情報は、特定設備の設置場所、その空き状況（現状において接続不能であっても接続可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の接続を行う前提として必要となる情報を含む。

（注８）接続手続は、接続に当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注９）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、ＦＴＴＨサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、光ファイバ等の特定設備への接続の請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、光ファイバの空き状況等の情報を十分に開示せず、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に接続を拒否すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、特定設備への接続の請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、接続に関連する費用を高く設定し、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に接続を拒否すること。

- ② 競争事業者に対して接続を行う場合に、接続に関連する費用、接続に当たって必要な情報の開示の程度、接続手続の期間等について、競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、ＦＴＴＨサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、光ファ

イバ等の特定設備への接続の請求を受けた場合に、光ファイバの空き情報等の情報の開示、又は接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の営業部門や自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、特定設備への接続の請求を受けた場合に、接続に関連する費用や接続の請求を受けてから接続の可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

イ コロケーションに係る行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が特定設備との接続に際して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者に対して、コロケーションを拒否すること、又はコロケーションに関連する費用を高く設定し、コロケーションに当たって必要となる情報（注１０）を十分に開示せず、若しくはコロケーション手続（注１１）を遅延させるなど実質的にコロケーションを拒否していると認められる行為を行うことにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注１２）。

（注１０）コロケーションに当たって必要となる情報は、交換機等を設置している局舎等の名称・所在地、その空き状況（現状においてコロケーションが不能であってもコロケーションが可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等のコロケーションを行う前提として必要となる情報を含む。

（注１１）コロケーション手続は、コロケーションに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注１２）電気通信事業法の規定により拒否することができる事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、FTTHサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に当たり必要なコロケーションの請求を受けた場合に、当該競争事業者に対して、局舎の空きスペース等の情報を十分に開示せず、又はコロケーションの請求を受けてからコロケーションの可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的にコロケーションを拒否すること。

- ② 競争事業者に対してコロケーションを行う場合に、コロケーションに関連する費用、コロケーションに当たって必要な情報の開示の程度、コロケーション手続の期間等について、競争事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、F T T Hサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者から、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に当たり必要なコロケーションの請求を受けた場合に、局舎の空きスペース等の情報の開示、又はコロケーションの請求を受けてからコロケーションの可否を回答するまでの期間について、当該競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

- ③ 競争事業者に対して、コロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（優越的地位の濫用等）（注13）。

（注13）設置工事・保守事業者について、電気通信設備等に支障が生じないようにする観点からの必要最低限の限定を加える場合には問題とならない。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、F T T Hサービスを提供し、又は提供しようとする競争事業者に対し、自己の光ファイバ等の特定設備との接続に際して必要となるコロケーションに併せて、接続に必要な装置の設置工事・保守に関する契約を自己又は自己の指定した設置工事・保守事業者と締結させるなどの不利益を与えること。

ウ 接続等の際に得た競争事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

接続又はコロケーション（以下「接続等」という。）を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者から、電気通信設備に接続する地域（需要者に関する情報）、想定される通信量（需要規模に関する情報）等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、接続等を行う電気通信事業者は、接続等を受けようとする競争事業者との接続交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。市場において相対的に高いシェアを有す

る電気通信事業者が、そのような立場を利用して行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注１４）。

（注１４）競争事業者や顧客に関する情報を、自己の接続関連業務（例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、競争事業者との接続等に関する業務を通じて得た当該競争事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係事業者の営業活動に利用すること。

（２）電気通信事業法上問題となる行為

ア 業務改善命令の対象となる行為

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の例えば以下のような行為は、電気通信設備の接続又は共用についての特定の電気通信事業者に対する不当な差別的取扱いその他これらの業務に関する不当な運営に該当し、これにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される（電気通信事業法第２９条第１項第１０号）。

（ア）接続又は共用に関する不当な差別的取扱い

（例）

- ① 自己の関係事業者のみを優遇した接続又は共用に関する協定を締結するなど、接続又は共用に関して特定の電気通信事業者のみを特別に優遇すること。
- ② 他の電気通信事業者との接続・共用に係る工事を行う際に、自己の関係事業者に対して同種の接続・共用に係る工事を行う場合に比べ、工事を遅延させること。

（イ）接続又は共用の業務における不当な運営

a 情報開示手続に関する事項

（例）

- ① 他の電気通信事業者からの接続の手続及び費用負担その他の接続の請求

に際して必要な情報に関する情報開示の請求（注１５）に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

（注１５）具体的には、端末系伝送路設備の敷設概況等に関する情報開示請求、伝送路設備の敷設状況・線路条件等に関する情報開示請求、通信用建物の概況・詳細状況に関する情報開示請求、接続に必要な装置を設置することが可能な場所に関する情報開示請求等があげられる。

- ② 管理部門が有する情報のうち接続事業者が利用可能な情報と同一でないものを活用して、利用部門が営業を行うこと。

b 接続請求手続に関する事項

（例）

- ① 接続の請求に対して、当該請求に即応ができない旨の回答を、当該請求に係る非現用の電気通信設備がなく、かつ、経済的・技術的に著しく増設が困難であること、その他の合理的な理由を付すことなく行うこと。
- ② 接続請求に係る非現用の電気通信設備がないために当該請求に即応できない旨の回答に関する確認のための施設への立入りを認めないこと。
- ③ 第一種指定電気通信設備との接続により他の電気通信事業者がどのようなサービスを提供するかについて制限を加えること。
- ④ その他、接続の請求に対して、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

c コロケーションの手続に関する事項

・コロケーションの拒否及び差別的取扱い

- ① 他の電気通信事業者において接続に必要と考える設備について、当該他事業者の判断を基本としてコロケーション対象設備として受け入れることを拒むこと。
- ② コロケーションの条件において自己又は自己の関係事業者と他の電気通信事業者との同等性を確保しないこと。

・コロケーションに関する工事

- ① 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について、これを認めず、工事業者の選択に制限を加え、又は自らの工事や保守の場合よりも厳しい安全性の基準を課すこと。
- ② 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守について有償で立会いを行う場合を必要最小限の場合に限定せずに行うこと。

- ③ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該他事業者との合意なしに行うこと。
- ④ 他の電気通信事業者と競合関係にある業者に対して当該他事業者に関する工事等を発注する場合に、当該競合関係業者において知り得た情報を目的外に使用することを禁止する措置を施す等の公正競争条件確保のための配慮を行わずに行うこと。
- ⑤ 他の電気通信事業者のコロケーション設備について工事や保守を請け負う場合に他の電気通信事業者が負担することとなる工事費又は保守費について、低廉な料金設定に資する適正な算定方法によらずこれを設定し、他の電気通信事業者との協議において十分な情報の開示を行わず、又は適正な按分等を行わないことで他の電気通信事業者の間で不公平を生ぜしめること。
- ⑥ 他の電気通信事業者がコロケーションに関して自ら行う工事や保守に対して、立会いの費用負担を当該他事業者に求める場合に、必要最小限の場合に限定した立会いを前提とした費用算定をせず、作業内容に比べて不相応に高額な額の負担を求め、又は費用の具体的な内容と個別の料金金額の明示を行わずに費用負担を求めること。
- ⑦ コロケーションが可能と回答し、その後工事を行う場合に、早急に工事費用の概算を提示しないこと。

・理由付記、立入り等

- 他の電気通信事業者からコロケーションに係る工事や保守を受託する場合に、当該他事業者の立会いを認めず、立会いの時間帯を制限し、当該立会いに対する立会いを当該他事業者の合意を得ずに行い、又は当該他事業者が立ち会った際の工事業者に対する工事や保守の円滑な実施に必要な助言等を行うことを禁止すること。

・その他

- その他コロケーションの請求、コロケーションに係る通信建物への立入りの請求、他事業者自らがコロケーションに関して行う工事や保守、他の電気通信事業者から受託して行うコロケーションに係る工事や保守に関する業務等について、接続約款所定の手続や様式、標準的期間によらずに業務を行うこと。

d その他の事項

(例)

- ① 実際の接続に当たり、認可を受け、又は届け出た接続約款等に従った技術

的条件、接続料を適用しないこと。

- ② 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して、他の電気通信事業者に対して不利な条件により第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備の接続を行うこと。
- ③ 新たな網機能について、電気通信事業法に定める手続に従って技術的条件を決定したなどの合理的な理由なく、著しく接続が困難であり、又は接続するために著しい費用を要するような技術的条件を採用すること。
- ④ 他の電気通信事業者の利用者料金を利用者に請求し、又は回収する場合に、これに関して当該他事業者が負担すべき金額を、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えた金額に照らして公正妥当ではないものとする、又は自己若しくは自己の関係事業者が負担すべき金額に比して不利なものとする。
- ⑤ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行うＩＳＤＮから電話への移行の手続や、回線名義人の問い合わせの対応に際し、自社の営業等を行うこと、また当該対応の中で得られた情報を自社の営業等に利用すること。
- ⑥ 利用者が他の電気通信事業者のサービス提供を受けるために行う申込みに関して必ずしも不可欠でないにもかかわらず、回線名義人の住所その他の情報の提供を他の電気通信事業者や他の電気通信事業者のサービスの利用者に対して求めること。
- ⑦ 共用に関して入手した情報を、他サービスの営業等本来の目的以外の目的のために自社内の他部門や自己の関連会社等に提供すること。
- ⑧ 回線切替工事及び支障移設等（回線障害発生時を含む。）の際に、重要通信の確保の場合を除き、自己又は自己の関係事業者の作業を優先すること。

その他、電気通信事業者が、電気通信設備の接続又は共用について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他接続又は共用について不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、業務改善命令の対象となる（電気通信事業法第２９条第１項第１０号）。

イ 接続約款の変更認可申請命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について、例えば以下のよう

な場合において、公共の利益の増進に支障があると認めるときは、当該接続約款の変更認可申請命令が発動される（電気通信事業法第33条第6項）。

（例）

- ① 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が接続約款に記載されていない機能を用いて新たなサービスを開始する以前、あるいはほぼ同時期に、当該機能に係る接続条件を接続約款に規定していない場合。
- ② 標準的接続箇所における技術的条件の設定及び変更が、新たな技術動向に対応して早期かつ柔軟に行われない場合。
- ③ 保守区分ごとに接続料を設定する等他の電気通信事業者の要望を可能な限り踏まえた柔軟な接続料の設定を行わない場合。
- ④ 接続約款に定める機能と同機能を利用したサービスを提供する場合において、利用者毎に料金を設定する場合を含め、当該サービスの利用者料金から営業に係る費用を差し引いたものと比較して、当該機能に係る接続料を合理的な理由なく高く設定している場合（ただし、公衆電話サービス及び番号案内サービスについては、現状ではこれに当たらない。）。

ウ 接続約款変更命令の対象となる場合

第一種指定電気通信設備との接続に係る届出接続約款について接続料又は接続条件が公共の利益の増進に支障があると認めるとき又は第二種指定電気通信設備との接続に係る接続約款について次のいずれかに該当すると認めるときは、当該接続約款の変更命令が発動される（電気通信事業法第33条第8項、第34条第3項）。

（例）

- ① 接続約款において、標準的接続箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていないとき
- ② 接続約款において、総務省令で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていないとき
- ③ 接続約款において、他の電気通信事業者との責任に関する事項が適正かつ明確に定められていないとき
- ④ 接続約款において、利用者料金の設定事業者の別が適正かつ明確に定められていないとき（特段の事情なく、当該利用者料金を負担する利用者が当該利用者料金の支払い先として認識し、又は自ら選択していると認められる電気通信事業者が、当該利用者料金の設定事業者として定められていないときは、適正に定められていないと判断される）
- ⑤ 電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第23条の9の5第1項各号に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき

- ⑥ 接続約款において、能率的経営の下での適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超える接続料を設定しているとき
- ⑦ 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき
- ⑧ 接続約款において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをしているとき

エ 市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項及び第31条第7項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- ① 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報（注16）を、当該情報の本来の利用目的を超えて（注17）社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること（電気通信事業法第30条第3項第1号イ及び第4項第1号イ）。

（注16）「他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他事業者又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- （i） 他の電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- （ii） 他の電気通信事業者のサービスの利用者の分布状況、変動状況
- （iii） 他の電気通信事業者の接続相手である市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、当該他事業者のサービス又は利用者に係る通信量（通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関するすべての情報）及びその変化動向
- （iv） 接続で用いる技術的基準（インタフェース、電気信号の処理方式等）

(注 17)「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- (i) 他の電気通信事業者の経営状況の把握
- (ii) 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
- (iii) 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちにした営業活動
- (iv) 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用すること

② 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者又はその利用者に関する情報(注 18)を当該情報の本来の利用目的を超えて(注 19)社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供すること(電気通信事業法第30条第3項第1号ロ及び第4項第1号ロ)。

(注 18)「卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た当該卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者又はその利用者に関する情報」とは、例えば、以下のような情報をいう。

- (i) 卸先電気通信事業者のサービス開始時期、サービス内容、サービスエリア
- (ii) 卸先電気通信事業者のサービス利用者の情報(氏名、住所等)、変動状況
- (iii) 市場支配的な電気通信事業者のネットワークを流れる、卸先電気通信事業者のサービス又は利用者に係る通信量(通話先電話番号、呼数、通話時間、売上高等トラフィックに関するすべての情報)及びその変化動向
- (iv) 卸電気通信役務の提供に必要な卸先電気通信事業者の電気通信設備に係る情報

(注 19)「当該情報の本来の利用目的を超え」た利用とは、例えば、当該情報を以下のような目的に利用することをいう。

- (i) 他の電気通信事業者の経営状況の把握
- (ii) 他の電気通信事業者に対抗したサービスの提供
- (iii) 他の電気通信事業者の特定のサービスエリアを狙い撃ちした営業活動
- (iv) 他の電気通信事業者の利用者を自己又は自己の関係事業者にくら替えさせ、又は他の電気通信事業者への契約変更を阻止する等のために利用すること

- ③ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等を設置するための通信用建物（例、交換機等）を設置している局舎等）の空き場所の有無、当該通信用建物の名称、所在地、空き設備がある場合の接続の即応、即応できない場合であっても対応可能であればその時期、接続を行おうとする設備の敷設状況、敷設計画、接続可能となる時期等に関する情報の他の電気通信事業者への提供について、特定関係事業者（注20）に提供している情報に比べて量を少なくし、質を落とし、あるいは提供時期を遅らせること（電気通信事業法第31条第5項第1号）。

（注20）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社、当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（電気通信事業法第31条第1項第1号）。

- ④ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、接続に必要な装置等の設置や保守の工事、接続に必要なコロケーション、電柱・管路等の貸与等について、特定関係事業者と比較して、他の電気通信事業者を不利に取り扱うこと（電気通信事業法第31条第5項第1号）。

- ⑤ 市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、上記④以外のコロケーション（上記④のコロケーションとスペースを共有するものに限る。）の提供について、他の電気通信事業者と比較して特定関係事業者を有利に取り扱うこと（電気通信事業法第31条第5項第3号）。

第2 電柱・管路等の貸与に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 電気通信役務市場においては、自ら電気通信回線を設置して参入しようとする、又は電気通信回線の拡充を予定している電気通信事業者（以下「インフラベースの事業者」という。）にとって、公道や私有地に電気通信回線を添架するための電柱を設置したり、地下に電気通信回線を通すための管路等を埋設したりすることは、経済的ではないのみならず、道路法、河川法等に基づく占有許可等の規制上必ずしも容易ではない場合が多い。そのため、インフラベースの事業者は、自ら電気通信回線を設置するために必要不可欠と認められる電柱・管路等を保有する事業者（注21）から、その貸与を受けられなかったり、貸与の手続が遅延したりすれば、新

規参入や電気通信回線の拡充が困難な場合がある。

(注 2 1) 例えば、電力会社、電気通信事業者、鉄道事業者等の公益事業者等がこれに当たる。

- (2) このような場合において、例えば、電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対し、電柱・管路等の貸与の取引を拒絶し、又はそれらの取引の条件若しくは実施について自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすることは、当該インフラベースの事業者等の新規参入を阻害し、その事業活動を困難にさせることも少なくなく、これにより市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反することとなる。また、市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第 19 条の規定に違反することとなる（注 2 2）。

(注 2 2) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I－第 2－2（4）を参照。

2 電気通信事業法における認可・裁定制度の趣旨と概要

- (1) 認定電気通信事業者（電気通信事業法第 120 条第 1 項に規定する認定電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、その認定に係る認定電気通信事業（以下「認定電気通信事業」という。）の用に供する線路及び空中線（主として一の構内（これに準ずる区域内を含む。）又は建物内（以下この項において「構内等」という。）にいる者の通信の用に供するため当該構内等に設置する線路及び空中線については、公衆の通行し、又は集合する構内等に設置するものに限る。）並びにこれらの附属設備（以下「線路」と総称する。）を設置するため、他人の電柱・管路等を利用することが必要かつ適当であるときは、総務大臣の認可を受けて、その電柱・管路等の所有者（所有権以外の権原に基づきその設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「設備保有者」という。）に対し、その電柱・管路等の使用权の設定に関する協議を求めることができる（電気通信事業法第 128 条第 1 項）。
- (2) この協議認可は、電柱・管路等の使用について当事者間の合意が得られないときに、電気通信事業の円滑な遂行という公益上の必要性和使用权の設定を求められる者の受忍限度とを比較衡量し、使用权の設定を予定した上で具体的な使用条件についての当事者間の協議を開始させるものである。
- (3) さらに、この協議が不調又は不能の場合は、電気通信事業の公益性にかんがみ、電柱・管路等の使用の実効性を担保するために、裁定制度が設けられており、認定電気通信事業者は、当該電柱・管路等の使用について総務大臣の裁定を申請するこ

とができる（同法第 129 条第 1 項）。

(4) そもそも電気通信事業者は、基本的には私法上の契約によって電柱・管路等の使用権を確保すべきであるが、設備保有者の拒否にあつて線路の設置の迂回を余儀なくされるような事態になれば、公益的性格を有する認定電気通信事業の遂行に著しい支障を来すこととなるため、最終的手段としてこのような使用権が付与され、また、その実効性を担保するために認可・裁定の制度が設けられているものである。

(5) 総務省は、この認可・裁定の運用基準として機能するものとして、平成 13 年 4 月に、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定している。（なお、以下には、ガイドラインのうち主要な規定を掲げるが、このほか、設備保有者において電気通信事業法上問題となる行為と公正な競争の促進又は利用者保護の観点から望ましい行為の詳細等については、ガイドラインを参照のこと。）

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となり得る行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電柱・管路等の貸与に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して、電柱・管路等の貸与を拒否すること（注 23）、又は電柱・管路等の貸与に関連する費用を高く設定し（注 24）、当該インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報（注 25）を十分に開示せず、若しくは電柱・管路等の貸与手続（注 26）を遅延させるなど実質的に拒否していると認められる行為を行うことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引拒絶等）（注 27）。

（注 23）自動更新条項を規定している貸与契約において、ガイドラインに記載された貸与拒否事由が生じたことにより契約更新を拒否すること自体は問題とならない。ただし、正当な理由なく十分な予告期間を設けずに契約更新を拒否することにより、インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせることは問題となる。

（注 24）必要性が認められない電柱・管路等の移設・改修工事を行うことを貸与の条件とする行為や、当該工事の必要性が認められるとしても、合理的な理由なく、移設・改修に関連する費用を高く設定する行為を含む。

（注 25）電柱・管路等の貸与を受けようとする事業者が必要とする情報は、電柱・管

路等の設置場所、その空き状況（現状において貸与不能であっても貸与可能となる時期が明らかな場合はその時期を含む。）等の貸与を受ける前提として必要となる情報を含む。

（注２６）電柱・管路等の貸与手続は、インフラベースの事業者が電柱・管路等の貸与を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注２７）ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

○ 電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある光ファイバやＣＡＴＶ設備を保有してＦＴＴＨサービスやＣＡＴＶサービスを提供し又は提供しようとする電気通信事業者から、電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、当該電気通信事業者に対して、電柱・管路等の設置場所等の情報を十分に開示せず、又は貸与の要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に電柱・管路等の貸与を拒否すること。

○ 電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある移動体電気通信事業者から、無線基地局間の電気通信回線を敷設するために電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、当該移動体電気通信事業者に対して、電柱・管路等の設置場所の情報を十分に開示せず、又は要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間を引き延ばすことなどにより、実質的に電柱・管路等の貸与を拒否すること。

- ② 自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者に対して電柱・管路等の貸与を行う場合に、貸与に関連する費用、貸与を受けようとする事業者が必要とする情報の開示の程度、貸与手続の期間等について、当該インフラベースの事業者に対し、自己又は自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをする（注２８）ことにより、当該インフラベースの事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）（注２９）。

（注２８）自己の関係事業者に対しては、電柱・管路等の設置工事を共同で行うことにより自己の関係事業者の設置費用の軽減を図る一方、インフラベースの事業者に対しては、設置工事を共同で行うことを拒否することで自己の関係事業者に比べて高額な設置費用を負担することを余儀なくさせる行為を含む。

（注２９）電気通信事業の用に供する場合と電気通信事業以外の事業の用に供する場合において認められる合理的なコスト差等を反映して取扱いに差異が生じる

場合には問題とならない。

＜想定例＞

- 電柱・管路等を保有する事業者が、光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供し、又は提供しようとする自己又は自己の関係事業者である電気通信事業者と競争関係にある電気通信事業者から、電柱・管路等の貸与の要請を受けた場合に、電柱・管路等の空き情報の開示の程度、又は貸与の要請を受けてから貸与の可否を回答するまでの期間について、当該電気通信事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

イ 電柱・管路等の貸与と他のサービスの抱き合わせ等に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与に併せて、自己が既に設置した光ファイバ（幹線部分）が存在する区間について、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者の希望がないにもかかわらず、それを不当に利用させること（私的独占、抱き合わせ販売等）（注３０）。

（注３０）当該インフラベースの事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

ウ 電柱・管路等の貸与の際に得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその取引相手に関する情報の利用に係る行為

電柱・管路等を保有する事業者は、自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者が電柱・管路等を貸与する際の手続等を通じて、その参入時期、参入区域、参入の態様等の重要な営業情報を知り得る立場にある。そのような立場を利用して、電柱・管路等を保有する事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た自己又は自己の関係事業者と競争関係にあるインフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、当該インフラベースの事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、取引妨害等）（注３１）。

（注３１）インフラベースの事業者やその顧客に関する情報を、自己の貸与関連業務（例えば、利用の逼迫状況^{ひっぱく}を改善する観点から電柱・管路等の増設・改修を行う業務）に利用する場合には問題とならない。

＜想定例＞

- 電柱・管路等を保有する事業者が、自己又は自己の関係事業者と競争関

係にある光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供する電気通信事業者への電柱・管路等の貸与に関する業務を通じて得た当該電気通信事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の関係事業者である電気通信事業者の営業活動に利用すること。

エ 一束化及び支線の共用に係る行為

電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- インフラベースの事業者から一束化（注３２）又は支線の共用（以下「一束化等」という。）のための調整の要請を受けた場合において、一束化等を拒否し、又は一束化等に関連する費用を高く設定し、若しくは一束化等の手続を遅延させる行為を行うことにより、一束化等を前提とした電柱の貸与契約の成立を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）（注３３）。

（注３２）一束化とは、電気通信事業者等がその伝送路設備を先行敷設者（電気通信事業者、有線テレビジョン放送施設者その他の者であって既に電柱に有線電気通信設備を設置しているものをいう。）が既に電柱に設置している有線電気通信設備と束ねて設置することをいう。

（注３３）ガイドラインに記載された拒否事由に該当すると認められる場合には問題とならない。

<想定例>

- 電柱を保有する事業者から既にその貸与を受けている電気通信事業者が、光ファイバやCATV設備を保有してFTTHサービスやCATVサービスを提供し、又は提供しようとする電気通信事業者から、一束化等のための調整の要請を受けた場合において、一束化等に関連する費用を高く設定し、又は一束化等の手続を遅延させること。

(2) 電気通信事業法上問題となり得る行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、以下のような行為は、不適當である。

ア 正当な理由なく貸与を拒否する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、電気通信事業者から設備の提供の申込みがあったときは、自らの事業又は有線電気通信設備令（昭和２８年政令第１３１号）その他の設備に関する法令等の規定（以下「設備関係法令等」という。）及び道路法（昭和２７年

法律第180号)その他の公物管理に関する法令等の規定(以下「公物管理関係法令等」という。)に支障がない限り、設備を提供することが求められる。

このため、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第128条第1項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合(ガイドライン第3条「貸与拒否事由」)を除いては、認可するものとしている。

- ① 使用を希望する区間に現に空きが無い場合。
- ② 設備保有者が5年(法令に基づきこれより長い期間に係る設備計画(最新の需要想定等を勘案した上で修正された設備計画がある場合は当該計画。以下同じ。)を作成している場合は当該期間。以下同じ。)以内にその設備をすべて使用する予定であり、その使用の予定の事業年度が設備計画において明示されている場合。
- ③ 設備保有者の設備に大幅な改修又は移転の計画があり、その改修又は移転の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ④ 電柱にあっては設備保有者がその地中化を計画しており、その地中化の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画において明示されている場合。
- ⑤ 電気通信事業者が設置しようとする伝送路設備が設備保有者の技術基準に適合しない場合又は技術基準に明確な定めがない場合であって、当該伝送路設備を設置することにより設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合。
- ⑥ 電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に費用負担・使用期間その他の使用条件についての契約が現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑦ 電気通信事業者が行おうとする伝送路設備の設置が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該設備の使用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、電気通信事業者又は設備保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可(変更の許可を含む。)の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合。
- ⑧ ⑥に定めるもののほか、電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去に守秘義務、目的外使用の禁止その他契約に定める事項が履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合。
- ⑨ その他設備保有者の行う公益事業の遂行に支障のある場合、又はそのおそれ強い場合。

ただし、以上の規定にかかわらず、一東化(注34)又は支線の共用(注35)

の場合には、一定の場合を除き、原則として認可するものとしている。

なお、一束化又は腕金類の設置（注３６）に関し、電柱保有者による電柱の提供の可否の判断に当たっては、当該一束化又は腕金類の設置がガイドライン第３条第１項第５号の貸与拒否事由に該当するものでない限り、同項第１号の「現に空きがない場合」に該当しないものと解されている。

（注３４）メッセンジャーワイヤーその他一束化を行うために使用することができる設備（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。以下「一束化設備」という。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその一束化設備を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「一束化設備保有者」という。）が、認定電気通信事業者に一束化設備を提供する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第１２８条第１項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、以上の規定にかかわらず、次に掲げる場合（ガイドライン第１４条「一束化」）を除いては、原則として認可するものとしている。

- ① 一束化設備が設置されている電柱を保有する設備保有者（以下「電柱保有者」という。）が、認定電気通信事業者に対するガイドライン第２条の規定に基づく回答において、一束化を要する旨を示していない場合
- ② 一束化を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ③ 一束化を行うことにより、一束化設備保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合
- ④ 認定電気通信事業者の責に帰すべき理由により過去にガイドライン第１４条第７項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合

（注３５）支線（設備保有者に該当する公益事業者が保有する電柱に設置されるものに限る。）を所有する者（所有権以外の権原に基づきその支線を使用する者があるときは、その者及び所有者。以下「支線保有者」という。）が、認定電気通信事業者と当該支線を共用する場合については、総務省は、認定電気通信事業者から、電気通信事業法第１２８条第１項の規定に基づく認可の申請を受けた場合は、次に掲げる場合を除き、原則として認可するものとしている。

- ① 支線の共用を行うことにより、電柱保有者の技術基準に適合しないこととなる場合
- ② 支線の共用を行うことにより根かせが支線の引張荷重に耐えられなくなる場合（当該支線について改修工事を行うことにより引張荷重に耐えられることとなる場合を除く。）等、支線保有者による建設若しくは保守に困難を生じさせ、又は生じさせるおそれ強い場合

③ 事業者の責に帰すべき理由により過去に第3項に規定する取決めが現に履行されなかったことがある場合、又は重大な不履行若しくは救済不能の不履行が発生するおそれ強い場合

④ 事業者が行おうとする支線の共用が設備関係法令等の条件を満足しない場合や、当該支線の共用が公物管理関係法令等の規定の適用を受けるものにあつては、事業者又は支線保有者が受ける道路占用許可その他の公物の占用等の許可（変更の許可を含む。）の取得若しくは占用許可等の条件の変更に困難がある場合、又はそのおそれ強い場合

（注36）腕金類の設置とは、伝送路設備を設置するために電柱に突き出し金物などの腕金類を設置することであり、事業者が設置する場合と設備保有者が設置する場合がある。

イ 適正でない提供条件により貸与する行為

電気通信事業分野における公正な競争をより積極的に促進していく観点からは、設備保有者は、認定電気通信事業者に設備を提供するに当たっては、公平かつ公正な条件で提供することが求められ（公正性の原則）、また、資本関係その他の理由により差別的な取扱いをしないことが求められる（無差別性の原則）。

このため、総務省は、電気通信事業法第132条第1項の規定に基づく裁定をする場合において、設備保有者の提示する提供条件が次に掲げる基準（ガイドライン第4条「貸与期間」、第6条「貸与の対価」）を満たしていないときは、当該基準に照らし、判断するものとしている。

① 使用期間

原則として5年間（設備保有者が、自己による使用等の予定があることを理由として、認定電気通信事業者の要望に応じない場合においては、その使用等の予定の事業年度が5年以内の期間に係る設備計画に明示されていることを要するものとする。）。

② 貸与の対価

原価（原則として、減価償却費及び保守運営費に、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税の合計額を加えて算定。）に基づく適正な設備使用料（注37）。

（注37）実際の算定に当たっては、ガイドライン別表に掲げる式のいずれかによる方法その他公正妥当な方法により算定。

第3 電気通信役務の提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

事業者の創意による企業努力に基づく価格・サービス競争は、能率競争（良質・

廉価な商品を提供して顧客を獲得する競争をいう。)の中核をなすものであり、事業者がどのような料金や条件でサービスを提供するか、どの事業者と取引するかは、基本的には当該事業者の自由な判断に委ねられているものである。一方で、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、採算を度外視した低い料金を設定すること、取引の相手方により差別的な条件を設定したり取引の相手方を拘束する条件を設定したりすること、電気通信役務を提供するために必要な業務の受託等や卸電気通信役務の提供を拒否すること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反することとなる(注38)。

なお、電気通信事業分野のようなネットワーク型産業においては、加入者の多いネットワークほど、その利用機会が多くなりネットワーク自体の価値が高まることから、新規加入者による電気通信事業者の選択は既存加入者の多いネットワークに集中する傾向があり、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者により、顧客を自己のネットワークに囲い込むような行為が行われた場合、競争事業者の事業活動に及ぼす影響が大きい。

(注38) 具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I-第2-2(4)を参照。

2 電気通信事業法における電気通信役務に関する制度の趣旨と概要

(1) 基礎的電気通信役務に関する制度

国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき基礎的電気通信役務(加入電話等の第一号基礎的電気通信役務及びF T T Hアクセスサービス等の第二号基礎的電気通信役務をいう。)については、その極めて高い公共性から、当該役務の料金その他の提供条件に関して契約約款の作成・届出及び当該約款に基づく役務の提供を義務付けているところである。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた契約約款が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 地域により異なる料金の額が定められているとき(総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。)、
- (ウ) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (エ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (オ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、

- (カ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、
 - (キ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、
- は、契約約款変更命令を発動できることとされている（電気通信事業法第19条第2項）。

(2) 指定電気通信役務に関する制度

次に、指定電気通信役務については、これに代わるべき電気通信役務が他の電気通信事業者によって十分に提供されないことその他の事情を勘案して適正な料金その他の提供条件に基づく提供を保障する観点から、当該役務の料金その他の提供条件に関して保障契約約款の作成・届出を義務付けるとともに、別段の合意がある場合を除き、当該保障契約約款に定める料金その他の提供条件による役務の提供を拒んではならないこととされている。また、公正な競争の確保及び利用者利益の保護の観点から、届け出られた保障契約約款が、

- (ア) 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (イ) 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき、
- (ウ) 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (エ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき、
- (オ) 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき、
- (カ) 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき、

は、保障契約約款変更命令を発動できることとされている（電気通信事業法第20条第3項）。

また、指定電気通信役務のうち、その内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きいものに関する料金については、プライスカップ制（上限価格制）が適用されており、料金の料金指数が基準料金指数を超える場合には認可が必要となる（同法第21条第2項）。

(3) 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務に関する制度

固定系端末回線を相当な規模で有し、他の電気通信事業者の事業展開上不可欠な第一種指定電気通信設備及び電波の有限性のために参入者が限られる寡占的市場

である移動体通信市場において、移動体通信用設備のうち相対的に多数の加入者を収容している第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務については、料金その他の提供条件の適正性、公平性及び一定の透明性を確保する観点から、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときに、その旨、卸電気通信役務の種類、一定の要件を満たす電気通信事業者に対する料金その他の提供条件等の届出を義務付けている。

また、卸電気通信役務の提供に関する電気通信事業者間の協議の適正性を確保するため、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの以外のもの（特定卸電気通信役務）については、その提供する電気通信事業者は、正当な理由がある場合を除き、当該卸電気通信役務の提供を拒んではならず、当該卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項の提示を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない（電気通信事業法第38条の2第2項及び第3項）。

なお、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務は、契約約款によらずに、その提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により提供することが可能であるが、業務改善命令のほか、第一種指定電気通信設備を用いる指定電気通信役務については(2)の制度が適用され、禁止行為の停止・変更命令の要件に該当する場合には、これらの命令の発動ができることとされている（電気通信事業法第29条第1項及び第30条第5項）。

(4) (1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務に関する制度

(1)から(3)までの電気通信役務以外の電気通信役務については、契約約款によらずにその提供の相手方と合意した料金その他の提供条件により電気通信役務を提供することが可能である。

ただし、当該契約については、

- (ア) 電気通信事業者の業務の方法に関し通信の秘密の確保に支障があるとき、
- (イ) 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき、
- (ウ) 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき、
- (エ) 料金の額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (オ) 提供条件が、電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不相当であるため、利用者の利益を阻害しているとき、
- (カ) 提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに

電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、

- (キ) 提供条件が電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき、
- (ク) 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合に電気通信事業者がその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき、
- (ケ) 卸電気通信役務（第一種指定電気通信役務又は第二種指定電気通信設備を用いるものを除く。）の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他その業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき、
- (コ) (ア) から (ケ) までに掲げたもののほか、電気通信事業者の事業の運営が適正かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき、

は、業務改善命令を発動できることとされている（電気通信事業法第29条第1項）。

また、認定電気通信事業者は、私権の制約や公共的空間の利用を可能とする強力な権限が認められる特権的な地位を付与されていることから、その特権を用いて電気通信回線設備を設置したにもかかわらず、その電気通信回線設備の適正な利用が確保されない場合は、広く公共の利益に資することとならず、当該特権的な地位を付与した趣旨が没却されることにもなりかねない。そのため、認定電気通信事業者は、正当な理由がなければ、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならず、認定電気通信事業者がこれに違反した場合には、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務改善命令を発動できることとされている（電気通信事業法第121条第1項及び第2項）。

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 電気通信役務の料金その他の提供条件の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 競争事業者が新規参入（事業の拡充を含む。以下同じ。）した地域についてのみ、例えば、自己の設定する接続料金や卸電気通信役務の料金を下回るような電気通信役務料金を設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注39）。

（注39）期間や提供地域を限定して行われる試験サービスについては、直ちに独占禁止法上問題がないと認められるものではなく、当該電気通信事業者にとっての試験サービスの必要性、実施期間、対象範囲、料金体系、競争事業者が同

様のサービスを提供可能か否か、当該試験サービスが競争状況に与える影響等を総合的に考慮して判断される（(1)ア及び(2)アにおいて同じ）。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、競争事業者がF T T HサービスやC A T Vサービスを提供する地域についてのみ、自己の光ファイバの接続料金やF T T Hサービスの卸電気通信役務の料金を下回るようなF T T Hサービスの小売料金を設定すること。

- ② 競争事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金に比べて自己又は自己の関係事業者のネットワークと接続して提供する自己の電気通信役務の料金を低く設定することにより、競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）（注４０）。

（注４０）競争事業者に支払うべき接続料金等合理的と認められるコスト差を反映して通話料金に格差が生じる場合には問題とならない。

- ③ 電気通信役務を提供に要する費用（注４１）を著しく下回る料金で提供することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注４１）電気通信役務に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理（以下「媒介等」という。）を行う電気通信設備の販売業者に対し、電気通信役務の提供に係る顧客との契約の締結を条件とした販売奨励金を提供している場合には、当該販売奨励金も当該電気通信役務の提供に要する費用に含まれる。また、例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、工事費、手続費等や電気通信役務に付随する装置を無料にすることなどを通じて、電気通信役務の提供に要する費用を実質的に著しく下回る料金でF T T Hサービスや携帯電話サービスを提供すること。

- ④ 自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、不当に電気通信役務の料金を引き下げ、基本料金を割り引き、又は工事費等を減免すること（私的独占、排他条件付取引等）（注４２）。

（注４２）競争事業者の取引機会を減少させるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、取引関係を有する事業者に対し、自己又は自己の関係事業者のみから電気通信役務の提供を受けることを条件として、工事費、手続費等を無料にしてＦＴＴＨサービスや携帯電話サービスを提供すること。

- ⑤ 競争事業者との接続の協定、事業の受委託又は卸電気通信役務の提供等に併せて、当該競争事業者の提供しようとする電気通信役務の料金、内容、提供条件等（提供開示時期、提供地域、提供先等を含む。）の設定に不当に関与すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注４３）。

（注４３）競争事業者の自主的な事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、競争事業者に対して、当該競争事業者のネットワークから発信し自己のネットワークに着信する場合の通話料金の設定に関与することを条件として、自己の電気通信設備との接続や卸電気通信役務の提供を行うこと。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、競争事業者に対して、当該競争事業者の携帯電話サービスの通信料金、内容等の設定に関与することを条件として、自己の電気通信設備との接続や卸電気通信役務の提供を行うこと。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (ア) 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者が設定する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に係る以下のような契約約款については、電気通信事業法に基づく契約約款変更命令が発動される（同法第１９条第２項及び第２０条第３項）。

- a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

（例）

- ① 第一号基礎的電気通信役務においては、料金を相対の協議で決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。第二号基礎的電気通信役務及び指定電気通信役務においては、料金を相対のみで決める旨の規定を記載した料金表を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

b 地域により異なる料金の額が定められているとき（総務省令で定める特別の事情がある場合を除く。）

極めて高い公共性を有する基礎的電気通信役務については、事業者間の競争を通じて料金の低廉性を確保する観点から、競争を期待しにくく、加えて整備費・維持費が高いために都市部に比べて高い料金が設定されるおそれのある都市部以外の地域について、合理的な必要性がないにもかかわらず、都市部の料金を上回る料金の設定を原則として認めないこととしている。

したがって、都市部以外の地域の料金が都市部の料金を下回る場合については、本号に該当しない。

また、都市部以外の地域の料金が都市部の料金を上回る場合であっても、地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める必要があることその他の地域により異なる料金の額を定めることに合理的な必要性があり、かつ、異なる料金の額を定めることが基礎的電気通信役務の利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがない場合には、「特別な事情」として、本号に該当しない。

（例）

【地理的条件により異なる費用に対応するために異なる料金の額を定める合理的な必要性があるもの】

- ① 過去の経緯を踏まえ、利用者の電気通信設備と伝送路設備を通じて接続される局舎の性質（回線数の取扱数）に応じ基本料金に差を設け、回線数の少ない局舎の地域の基本料金を安く設定すること（いわゆる級局別料金）。
- ② 利用者の電気通信設備との接続点が、通常局舎が取扱う区域の外（電話加入区域外）となる場合に、基本料金を加算すること（いわゆる区域外加算）。
- ③ 特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けて電気通信役務を提供しており、卸電気通信役務の価格が全国水準よりも高く設定されている場合において、複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、当該特定の地域においては当該卸電気通信役務の価格を受けて提供するため、他の地域より料金を高く設

定すること。

【その他】

- ④ 複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、特定の地域のみで基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者の設定する料金に対抗する場合など、利用者の獲得又は維持を目的とする販売促進上の限定的措置として、特定の地域又は期間に限定した割引施策を実施すること。
- ⑤ 複数の地域において同一の料金体系を設定している事業者が、その提供する基礎的電気通信役務の終了に伴い別の基礎的電気通信役務への移行促進を行う場合、利用者の移行障壁を軽減するための限定的措置として、特定の地域又は期間に限定した割引施策を実施すること。

- c 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

(例)

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約約款。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約約款。
- ③ 消費者契約法（平成12年法律第61号）に反するような、電気通信事業者に著しく有利で利用者に不利な規定のある契約約款。

- d 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務契約約款において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約約款。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約約款。

- e 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めるにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めないもの。
- ② 取引先や子会社等特定の利用者のみを対象とした割引料金。

- ③ 割引率に長期契約割引相当分を含むものとしているにもかかわらず、契約期間によらず一律に割り引くような合理性のない料金を設定すること。
- ④ 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしている契約約款。
- ⑤ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しない旨を規定している契約約款。

f 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき

(例)

- 重要通信の確保の規定やそのため一般通話の規制を行うことがある旨の規定を設けていない契約約款。

g 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ① 競争事業者が存在する業務区域について、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく他の地域に比べて低い料金、割引料金その他有利な提供条件を設けている契約約款。
- ② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。
- ③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ⑥ 利用期間、回線の設置場所、通話形態等の制約がない単純なボリューム割引型の回線群割引につき、同一名義による回線群に対する割引を認めているにもかかわらず、異名義による回線群に対する割引を認めていないため、他の電気通信事業者による再販が禁じられているもの。
- ⑦ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。
- ⑧ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービ

ス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。

- ⑨ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約約款。
- ⑩ 指定電気通信役務と併せて他の指定電気通信役務を提供する際に、双方の役務の料金を区分せずに設定すること。
- ⑪ 基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務と併せてこれらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該これらの役務以外の電気通信役務又は電気通信役務以外の役務の料金を区分せずに設定すること。
- ⑫ 契約約款において、その電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。
- ⑬ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約約款。
- ⑭ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約約款。

(イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為（②については、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。）については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- ① 自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人（注44）であつて総務大臣が指定するものに限る。②及び③において同じ。）とそれ以外の電気通信事業者の接続料に著しい格差があるなどの合理的な理由なく、自己の関係事業者以外の電気通信事業者のネットワーク

を利用した通話については、自己の関係事業者のネットワークを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。

（注44）特定関係法人とは、電気通信事業法第12条の2第4項第1号に定める特定関係法人をいう。

- ② 他の電気通信事業者（注45）との間での接続、業務受委託、サービス提供等に当たり、当該他事業者が提供する電気通信役務の内容、開始時期、提供区域、提供先、料金等を制限すること（電気通信事業法第30条第4項第3号）。

（注45）電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

- （ウ）電気通信事業者が設定する以下のような料金その他の提供条件については業務改善命令が発動される（aからfについては電気通信事業法第29条第1項第2号から第7号まで、gについては電気通信事業法第121条第2項）。

- a 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていないとき

（例）

- ① 「時価」や「当社が毎月末に請求する額」など社会通念上利用者にとって料金額が予見可能でないと認められるような料金を設定すること。
- ② その他料金額の算出方法が、定額、定率などにより適正かつ明確に示されていない料金を設定すること。

なお、例えば、「月額料金は、毎月最終日17時の東京外国為替市場の円相場（1米ドルを日本円に換算した額）に当該月の通信時間を乗じた額」と定める場合や「年額料金は、昨年度A社に対して支払った年額料金の〇割引の額（昨年度A社のサービスを利用した場合）」と定める場合などは、一般的には本号に該当しないと考えられる。

- b 電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていないとき

（例）

- ① 利用停止、契約解除、損害賠償、料金返還に関する事項が適正かつ明確に規定されていない契約。
- ② 延滞利息について不当に高額な割合を設定している契約。

- ③ 消費者契約法に反するような、電気通信事業者に着しく有利で利用者に不利な規定のある契約。

なお、例えば一定期間内に申し込んだ利用者に対して、回線工事費その他の工事費用を無料とする場合は、一般的には本号に該当しないと考えられる。

c 電気通信回線設備の使用の態様を不当に制限するものであるとき

(例)

- ① 公専公接続の制限（電話等の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、電話役務を提供する契約において、契約者回線と専用回線とを相互に接続して通話を行う場合には電気通信回線の接続の請求を承諾しない旨規定して接続を制限するもの）のある契約。
- ② 利用者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく、利用停止など利用を制限している契約。

d 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものであるとき

(例)

- ① 契約回線数その他の利用条件が同一であるにもかかわらず、取引先や子会社等であることを理由として、特定の利用者に対し他の利用者と比較して著しく低い料金を設定すること。
- ② 相互接続通話の利用者に対して、利用停止、契約解除、延滞利息、支払期限などについて不当に差別的取扱いをしていること。
- ③ 2以上の端末に対して同一の電気通信番号を使用させる際に、当該端末について技術的に同一の電気通信事業者が電気通信役務を提供する必要があるなどの合理的な理由なく、特定の端末向けのサービスへの加入に当たり、当該サービスと直接関係のない他のサービスへの加入を条件として設定すること。
- ④ 役務の提供を受けようとする者の責に帰すべき事由に基づくなどの合理的な理由なく特定の者には役務を提供しないこと。

e 重要通信に関する事項について適切に配慮されているものでないとき

(例)

- 重要通信の確保のために一般通信の規制を行うことが想定される電気通信役務について、その旨の規定を設けていない契約。

f 他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社

会的経済的事情に照らして著しく不適當であるため、利用者の利益を阻害するものであるとき

(例)

- ① 競争事業者が存在する業務区域において、コストが著しく異なるなどの合理的な理由なく、他の区域に比べて低い料金、割引料金など当該競争事業者との間に不当な競争を引き起こし利用者利益を阻害するような有利な提供条件を設定すること。
- ② 市場支配的な電気通信事業者が、他の電気通信事業者の接続料が著しく高いなど合理的な理由なく、自己以外の電気通信事業者のネットワークを利用した通話について、自己のネットワークのみを利用した通話と比較して高い料金を設定し、又は割引サービス等の対象としないこと。
- ③ 独占的分野から競争分野への内部相互補助により不当な競争を引き起こす料金を設定すること。
- ④ 競争事業者を排除又は弱体化させるために適正なコストを著しく下回る料金を設定すること。
- ⑤ 競争事業者のサービスを利用しないことを条件とする割引を設定すること。
- ⑥ 利用者の範囲が限定されているなどの合理的な理由なく選択料金を廃止し、不当に利用者の選択の幅を狭めるような料金を設定すること。
- ⑦ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、自己の割引サービス等の利用者のみに対して、基本料、工事費等端末回線に係る料金の割引又は減免を行うこと。
- ⑧ 自己の提供するサービスの提供条件（利用停止、契約解除、延滞利息等）について、自己の関係事業者のサービスの利用の有無を要件とする契約。
- ⑨ 電気通信役務と併せて電気通信役務以外の役務を提供する際に、当該電気通信役務の料金と当該電気通信役務以外の料金とを区分せずに設定することにより、他の電気通信事業者との間における不当な競争を引き起こすこと。
- ⑩ 契約において、当該電気通信事業者との契約を解除し他の電気通信事業者に移行しようとする場合に、移行禁止期間を設けるなど事実上解約を制限する条項を設定すること（ただし、最低利用期間内に解約となる場合の違約金等についてはこれに当たらない。）。
- ⑪ 社会的経済的事情に照らして、最低契約期間が不当に長期の契約。
- ⑫ 固定ブロードバンドサービス（注４６）の利用の開始に当たって必要となる工事費（ＧＰＳ付据え置き型Ｗｉ－Ｆｉルータの端末代金を含む。以下同じ。）の分割支払いについて、期間拘束契約の期間を超える分割支払い回数しか提供しないこと。

(注４６) ＦＴＴＨサービス、ＤＳＬサービス、ＣＡＴＶサービス、ＦＷＡサービス又は無線インターネット専用サービス（電気通信事業者が電気通信設備を制御することにより、特定地点以外での利用を制限して提供される電気通信役務に限る。）をいう。ただし、契約約款に定める料金その他の提供条件によらず、料金その他の提供条件についての別段の合意に基づき法人に対して提供される電気通信役務を除く。

- ⑬ 固定ブロードバンドサービスの利用の開始に当たって必要となる工事費について、一括支払いや短期の分割支払いと比べ、長期の分割支払いの場合において、その割引やキャッシュバックの額を有利とすること。
- ⑭ 固定ブロードバンドサービス契約において、違約金が不要で解約できる期間（以下「無料解約期間」という。）を３か月未満とすること。
- ⑮ 新規の申込みは停止するが、当分の間サービス提供を継続する、又は代替サービスを提供するなど既存利用者の利便を確保するための措置を講じることなくサービスを廃止し、利用者の利便性を著しく低下させるような契約。

なお、例えば、長期契約による割引、ボリュームディスカウント、一定期間の無料キャンペーン、複数のサービスのセット割引等のサービスを提供しており、これによって他の事業者の事業活動が特段困難になっているとは認められないような場合には、一般的には本号に該当しないと考えられる。

g 認定電気通信事業者が、正当な理由なく、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒否するとき

（例）

- 認定電気通信事業者が、その認定電気通信事業に係る電気通信役務を利用する意思がある者に対し、当該者が電気通信役務の提供に関する契約を過去に短期間で解約したことがあることのみを理由に、当該電気通信役務の提供の申込みを承諾しないこと。

(イ) 電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、業務改善命令が発動される。（電気通信事業法第２９条第１項第１２号）

（例）

- ① そのサービス提供に必要な事業資金を調達するために虚偽のネットワーク構成等を説明してサービス提供をしているとき。
- ② 検索しても解約方法を説明するページが表示されないように設定するな

ど、解約時に必要な情報を利用者が見つけづらくすること。

- ③ オンライン手続について、合理的な理由なく、24時間受付としないこと。

(2) セット提供等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 他の事業者と業務提携を行うことにより自己又は自己の関係事業者の電気通信役務と併せて他の商品・サービスを提供する場合（注４７）に、業務提携を行う事業者に対して、他の電気通信事業者との業務提携を行わないこと、又は他の電気通信事業者との業務提携における割引額を低く抑えるなど、他の電気通信事業者との提携内容を自己若しくは自己の関係事業者との提携内容よりも不利なものとするを条件とすることにより、他の電気通信事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。

（注４７）他の商品・サービスを提供する場合とは、当該他の商品・サービスを自己の名義において提供する場合のほか、自己の業務提携先の事業者が当該他の商品・サービスを提供する場合も含まれる。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、電力会社やガス会社と業務提携を行うことにより自己のＦＴＴＨサービスと電気やガスをセット提供する場合に、当該電力会社やガス会社に対して、自己と競争関係にある固定系電気通信事業者と業務提携を行わないことを条件としたり、自己と競争関係にある固定系電気通信事業者と業務提携する場合には自己のＦＴＴＨサービスとセット提供する場合の割引額と比べ電気料金やガス料金の割引額を低くすることを条件としたりすること。
 - 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、電力会社やガス会社と業務提携を行うことにより自己の携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合に、当該電力会社やガス会社に対して、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携を行わないことを条件としたり、自己と競争関係にある移動体電気通信事業者と業務提携する場合には自己の携帯電話サービスとセット提供する場合の割引額と比べ電気料金やガス料金の割引額を低くすることを条件としたりすること。
- ② 自己の電気通信役務と併せて他の商品・サービスの提供（注４８）を受ける

と電気通信役務の料金又は当該他の商品・サービスの料金と電気通信役務の料金を合算した料金が割安となる方法でセット提供する場合等において、提供に要する費用（注４９）を著しく下回る料金を設定すること（注５０）により、自己又は他の商品・サービスを提供する事業者と競争関係にある事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注４８）他の商品・サービスの提供とは、他の商品・サービスを自己の名義において提供する場合のほか、他の事業者が当該他の商品・サービスを提供する場合も含まれる。

（注４９）費用に関する考え方は注４１と同じである。

（注５０）例えば、電気通信役務と端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスをセット提供する場合には、一般的には、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて、その供給に要する費用を著しく下回る料金で提供しているかどうかにより判断することとなる。

なお、電気通信役務と他の商品・サービスそれぞれについて判断する場合に、電気通信事業者が、電気通信役務の提供による収入で、端末設備、電気、ガス等の他の商品・サービスの供給に要する費用を補填しているときには、当該補填分を除いて当該費用を算定する。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己のＦＴＴＨサービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該ＦＴＴＨサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該ＦＴＴＨサービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合であっても、実質的にはＦＴＴＨサービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。）。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、固定系電気通信事業者からＦＴＴＨサービスの卸提供を受け、自己の携帯電話サービスとＦＴＴＨサービスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定し、又は当該ＦＴＴＨサービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該ＦＴＴＨサービスの料金を設定したり、携帯電話サービスとＦＴＴＨサービスの提供に要する費用を合算した費用を著しく下回る水準で全体の料金を設定したりすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、携帯電話サービスと電気やガスをセット提供する場合において、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること（名目上は電気やガスの料金が割安となる場合

であっても、実質的には携帯電話サービスの料金を割り引いていると認められる場合も含む。))。

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて自己の携帯電話サービスと端末設備をセット提供する場合に、当該携帯電話サービスの提供に要する費用を著しく下回る水準で当該携帯電話サービスの料金を設定すること、又は当該端末設備の供給（販売）に要する費用を著しく下回る対価で当該端末設備を販売すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自ら又は端末設備の販売業者を通じて端末設備を提供するに当たり、自己の携帯電話サービスの提供を受けず、端末設備の購入のみで端末設備の割引を受けられるにもかかわらず、自己の携帯電話サービスの利用が条件ではないことを分かりづらく表示すること又はその旨を積極的に周知しないことにより、大半の利用者に、端末設備の購入のみでは割引を受けられないと認識させて、自己の携帯電話サービスと端末設備をセット提供している場合に、端末設備の供給（販売）に要する費用を著しく下回る端末設備の大幅な値引きを行うこと。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

市場支配的な電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるとき（卸電気通信役務の提供によることに限る。）や、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第29条第1項第10号及び第12号）

（例）

- 自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣

から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。)のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供を行うこと(電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号)。

(3) 顧客と他の電気通信事業者との取引の妨害等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 顧客等に対して、電気通信役務の品質面等に関する事実と異なる情報提供を行うこと、必要事項を十分に説明しないこと等により、競争事業者と当該顧客等との契約の締結を不当に妨害すること又は競争事業者と当該顧客等との既存契約を不当に解除させること(私的独占、取引妨害等)。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、顧客等に対して、根拠がないにもかかわらず、通信速度が遅いなど、競争事業者の電気通信役務に係る品質面等が自己の電気通信役務に劣るかのような広告の提示や説明を行うこと。

- ② 回線切替工事を必要とする電気通信役務について、自己との既存契約を解約し競争事業者と契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆することにより、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること(私的独占、取引妨害等)。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己とのF T T Hサービスの既存契約を解約し競争事業者とF T T Hサービスの契約を締結しようとする顧客の回線切替工事を遅延させ、又は遅延を示唆すること。

- ③ 顧客が自己との電気通信役務の提供契約を解約する場合において、当該顧客に対して、不当に高額の違約金の支払を請求し(注5 1)、若しくは他の電気通信事業者への移行禁止期間を設けること、又は不当に端末設備に技術的な制限を設定し当該端末設備において他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすること(注5 2)により、競争事業者と当該顧客との契約の締結を不当に妨害すること(私的独占、取引妨害等)。

(注5 1) 例えば、一定期間の契約を条件として料金が割安となる契約において、当該

契約期間内に顧客が解約する場合に、不当に高額な違約金の支払を請求することがこれに当たる。

なお、不当に高額な違約金であるかどうかは、顧客が解約までに享受した割引総額、当該解約による電気通信事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。

（注５２）例えば、特定事業者に係るプロファイルが記録されたＳＩＭに対してのみ端末設備が動作するよう設定された端末上の制限（以下「ＳＩＭロック」という。）を設定し、不当に他の電気通信事業者の電気通信役務を利用できなくすることがこれに当たる。

なお、不適切な行為を防止するための必要最小限の措置と認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、一定期間の契約を条件として割引を行う携帯電話サービスの契約を解約する顧客に対して、不当に高額な違約金の支払いを請求すること。

- ④ 工事又は機器の取替え等が必要な電気通信役務について、当該工事等の費用を自己又は自己の関係事業者の顧客に係るものに比べて競争事業者の顧客に係るものを不利なものとする事により、競争事業者とその顧客の取引を不当に妨害すること（私的独占、取引妨害等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己のＦＴＴＨサービスから競争事業者のＦＴＴＨサービスに切り替えようとする顧客に対して、自己の関係事業者のＦＴＴＨサービスに切り替えようとする顧客に比べてサービスの切替えに必要となる回線の切替工事の料金を高く設定したり切替工事の作業を遅延させたりすること。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（同法第２９条第１項第１２号）。

（例）

- ① 利用者等に対して、電気通信役務の料金、品質面等に関して不当な情報提供を行い、又は必要事項を十分にかつ正確に説明しないこと等により、利用者等と他の電気通信事業者との契約締結を妨害し、締結済の契約を解除させ、又は

自己の提供するサービスの契約へ誘導すること。

- ② 利用者に対して、他の電気通信事業者との契約を行った場合、自己のサービス品質を低下させる旨の示唆を行い、他の電気通信事業者との契約締結を妨害すること。
- ③ 天災、事変その他の非常事態発生時における事実上の優遇措置の実施を理由に、利用者等と他の電気通信事業者との取引について、契約の成立の阻止、契約の不履行の誘引その他の方法により、その取引を不当に妨害すること。
- ④ 回線切替工事等を必要とする電気通信役務について、自己又は自己の関係事業者との既存契約を解約し他の電気通信事業者と契約を締結しようとする利用者の回線切替工事等を意図的に遅延させるなど不利な取扱いを行い、又はこうした不利な取扱いを示唆することにより、他の電気通信事業者と利用者との契約締結を妨害すること。
- ⑤ DSLサービスを電話との重畳により行う場合に、電話加入とDSL利用申込名義が異なるという理由のみで、利用申込者への利用申込みの補正などを求めることなく申込みに応じないこと。
- ⑥ 利用者の同意を得ずに優先登録先の電気通信事業者を変更すること（いわゆるスラミング）。
- ⑦ 利用者の同意を得ずに付加サービス契約を締結したり、利用がないにもかかわらず不当に高い料金請求を行うこと（いわゆるクラミング）。
- ⑧ 電気通信事業者の固定系端末回線と接続してDSLサービス等を提供する他の電気通信事業者が、利用者からの契約解約の申出があったにもかかわらず、速やかに当該電気通信事業者に対して設備撤去工事等の申込みを行わず、利用者の解約を遅延させること。
- ⑨ 利用者に対して、専らMNPを行うことを目的としたサービス利用意思を伴わない乗換え行為を示唆することにより、他の電気通信事業者の事業運営に支障を与えること。

(4) 自己の関係事業者との業務の受委託等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

加入者回線網を保有する電気通信事業者は、既存の電気通信役務に係る顧客との契約関係を活用することで他の電気通信事業者に比べて有利に営業販売活動等を展開し得る地位にある。また、加入者回線網を保有する電気通信事業者との接続や当該電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けることにより電気通信役務を提供する電気通信事業者は、当該電気通信役務を提供するために必要な業務を、加入者回線網を保有する電気通信事業者に委託する場合がある。このため、電気通信事業者にとっては、加入者回線網を保有する事業者から業務の受

託等を拒否されれば、新規参入が困難となる場合がある。このような状況において、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 自己の関係事業者に対しては電気通信役務に関する契約の媒介等、その他の業務の受託等（注文受付、料金請求・回収代行等の業務の支援行為を含む。）を行う一方、競争事業者に対しては、その受託等を不当に拒否し（注５３）、又は自己の関係事業者に比べて高い料金を設定する（注５４）など不当に差別的に取り扱うこと（私的独占、取引拒絶等）（注５５）。

（注５３）受託等の手続を遅延させるなど、実質的に受託等を拒否していると認められる場合も含む。

（注５４）実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかな大口割引により、実質的に競争事業者に対する料金を高く設定していると認められる場合も含む。

（注５５）競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたＦＴＴＨサービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対しては当該ＦＴＴＨサービスの営業活動や注文受付、料金請求・回収代行等の付随業務の受託等を低い料金で行う一方、他の卸先事業者に対しては、当該業務の受託等を行わなかったり、受託に係る料金を高く設定したりすること。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

- (ア) 電気通信事業者が以下のような適正かつ合理的でない事業運営を行っていることにより、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づき、業務改善命令が発動される（同法第２９条第１項第１２号）。

（例）

- 自己の関係事業者の業務委託等についてのみ有利な取扱いをすること。
- (イ) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更命令が発動される（電気通信事業法第３０条第５項及び第３１条第７項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が

発動される（同法第31条第7項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- ① 利用者に料金明細書等を送付する際、自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。②及び③において同じ。）の商品案内、申込書等を同封するなど当該電気通信事業者と一体となった排他的な業務を行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。
- ② 自己の関係事業者に対して、料金その他業務の受委託に係る提供条件について有利な取扱いを行うこと（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。
- ③ 自己の提供する基本料に関して、自己の関係事業者が提供する割引サービスを再販する電気通信事業者のみに利用者に対する請求代行を認めること（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。
- ④ 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、料金回収業務や商品販売業務の受託について、コスト、業務内容、販売数量等の条件が同様であるにもかかわらず、特定関係事業者から徴収する手数料に比べて他の電気通信事業者から徴収する手数料を高く設定すること（電気通信事業法第31条第5項第2号）。

（5）卸電気通信役務の料金の設定等に係る行為

ア 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務の料金を低く設定することにより、当該卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者が低い価格で小売サービスを提供し、小売サービス市場において自ら設備を保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者等の事業活動を困難とさせる場合がある。このため、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、卸電気通信役務について、提供に要する費用を著しく下回る料金で提供したり、不当に特定の地域又は相手方に対してのみ料金を低く設定したりすることにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせることは、独占禁止法上問題となる。

また、電気通信事業者にとっては、投資等を行うことにより新たに設備を構築することが現実的に困難と認められるボトルネック設備があることや電波の割

当て枠に限りがあること等から、これらを保有する市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けられなかったり、卸電気通信役務の手続が遅延したりすれば、新規参入が困難となる場合があり、電気通信事業者が単独で行う取引拒絶であっても、独占禁止法上問題となる場合がある。

上記の考え方を踏まえると、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 提供に要する費用（注５６）を著しく下回る料金で卸電気通信役務を提供することにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、不当廉売等）。

（注５６）例えば、電気通信事業者は、自己の関係事業者に販売促進活動等の営業活動を著しく低い価格で委託したり、自己の関係事業者から特定の電気通信役務を著しく低い価格で卸し受けたりすることにより、自己の関係事業者から実質的な内部補助を受けることが可能となる。電気通信事業者が、このような内部補助を受けること等により、作為的に自己の提供する卸電気通信役務その他のサービスに要する費用を低くしていると認められる場合には、その点を修正した上で当該費用を算定する。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いたＦＴＴＨサービスの卸提供に要する費用を著しく下回る料金で卸電気通信役務の提供を行うこと。

- ② 競争事業者が新規参入した地域又は競争事業者が競合するサービスを提供している地域についてのみ、卸電気通信役務の料金を不当に低く設定し、当該卸電気通信役務の提供を受けた電気通信事業者が低い価格で小売サービスを提供することを可能とすることにより、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場における競争事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、差別対価等）。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、光ファイバやＣＡＴＶ設備を保有して電気通信役務を提供する電気通信事業者と競合する地域についてのみ、提供に要する費用を著しく下回るＦＴＴＨサービスの卸電気通信役務の料金を設定すること。

- ③ 電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、他の電気通

信事業者から卸電気通信役務の提供を受けないことを条件とし、又は他の電気通信事業者から卸電気通信役務の提供を受けた場合には自己が提供する卸電気通信役務に関連する料金を高く引き上げることなどにより、当該他の電気通信事業者の卸電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、排他条件付取引等）。

- ④ 競争事業者に対して、事業活動を行うために必要な卸電気通信役務の提供を不当に拒否すること、又は卸電気通信役務に関連する費用（注５７）を高く設定し（注５８）（注５９）、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報を十分に開示せず、卸電気通信役務の提供手続（注６０）を遅延させ、卸電気通信役務の提供を受ける者にとって必要な機能を利用させないなど実質的に卸電気通信役務の提供を不当に拒否していると認められる行為を行うこと（私的独占、取引拒絶等）（注６１）（注６２）。

（注５７）卸電気通信役務に関連する費用には、手続費等を含む。また、卸電気通信役務に関連する費用とは、名目上の費用ではなく、実際の取引において当該卸電気通信役務に関連する値引き、販売奨励金の提供等が行われている場合には、これらを考慮に入れた実質的な費用をいう。

（注５８）例えば、自己の小売サービスの料金を上回る卸電気通信役務の料金を設定することがこれに当たる。

（注５９）電気通信回線等に係る既存投資額を償却し得るような水準である場合には問題とならない。

（注６０）卸電気通信役務の提供手続は、卸電気通信役務の提供を受けるに当たって必要となる情報の開示請求への対応を含む。

（注６１）競争事業者の卸電気通信役務市場若しくは小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

（注６２）卸電気通信役務を提供する電気通信事業者にとって、提供することが技術的に困難な機能や過度な経済的負担が発生する機能等については、その提供を行わない場合であっても、一般的には問題とならない。

- ⑤ 競争事業者に対して卸電気通信役務の提供を行う場合に、卸電気通信役務の内容、卸電気通信役務に関連する費用、提供する情報、卸電気通信役務の提供手続、卸電気通信役務の提供を受けるまでの期間、技術的条件（注６３）等について、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること（注６４）により、卸電気通信役務市場又は小売サービス市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

(注 6 3) ここでいう技術的条件は、例えば、設備を接続する場合の接続箇所における技術的条件や受付システムの技術的仕様等を指す。

(注 6 4) 実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかな大口割引により、実質的に競争事業者に対する費用を高く設定していると認められる場合も含む。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、自己の光ファイバを用いた F T T H サービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対してのみ、当該 F T T H サービスの料金を低く設定したり実質的に自己の関係事業者に適用が限定されることが明らかな大口割引を行ったりすること、技術的条件を先行的に開示すること、又は当該 F T T H サービスを優先的に提供することなど、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

○ 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、自己の電気通信設備を用いた携帯電話サービスを卸提供する場合に、自己の関係事業者に対してのみ、一定の機能を優先的に卸提供したり、当該携帯電話サービスの卸料金を低く設定したりするなど、競争事業者に対し、自己の関係事業者に比べて不利な取扱いをすること。

- ⑥ 電気通信事業者に対して、卸電気通信役務の提供を行う場合に、当該卸電気通信役務を受けた電気通信事業者が当該卸電気通信役務を用いて提供する電気通信役務の顧客に対して当該卸電気通信役務以外を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを不当に制限すること（私的独占、拘束条件付取引等）（注 6 5）。

(注 6 5) 競争事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

<想定例>

○ 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者が、光ファイバや C A T V 設備を保有する電気通信事業者に対して、F T T H サービスを卸提供する際に、当該電気通信事業者が、当該卸提供を受けて提供する F T T H サービスの顧客を勧誘し、当該電気通信事業者の保有する光ファイバや C A T V 設備を用いた電気通信役務へと契約を切り替えさせることを、不当に制限する条件を付けること。

- ⑦ 卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者から、電気通信役務を提供する地域（需要者に関する

情報)、想定される通信量(需要規模に関する情報)等に関する情報の提供を受けることとなる。このため、卸電気通信役務の提供を行う電気通信事業者は、卸電気通信役務の提供を受けようとする競争事業者との交渉の過程において、当該競争事業者やその顧客に関する情報を知り得る立場にある。

そのような立場を利用して、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者やその顧客に関する情報を、自己や自己の関係事業者の事業活動に利用することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引妨害等)(注66)。

(注66) 競争事業者や顧客に関する情報を、自己の回線の設置業務(例えば、利用の逼迫状況を改善する観点からネットワーク設計を行う業務)に利用する場合
には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する固定系電気通信事業者や移動体電気通信事業者が、競争事業者との卸電気通信役務の提供に関する業務を通じて得た当該競争事業者のサービス提供先や顧客に関する情報を、自己の営業部門や自己の関係事業者の営業活動に利用すること。

イ 電気通信事業法上問題となる行為

(7) 電気通信事業者が以下のような行為を行っていることにより、他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、電気通信事業法に基づく業務改善命令が発動される(同法第29条第1項第10号)。

(例)

- ① 卸電気通信役務の契約において、当事者の責任に関する事項や料金の算出方法等が適正かつ明確に定められていないこと。
- ② 自己の関係事業者等に対する料金に比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定の電気通信事業者を不利に取り扱うこと。
- ③ 卸電気通信役務の料金に関して、利用者に対する料金よりも高い料金を設定すること。
- ④ 卸電気通信役務の提供の申込みに対して、不要な資料の提出を要求し、若しくは速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延させること。
- ⑤ 卸電気通信役務の提供に関して入手した情報を自己の営業目的に利用すること。

(4) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為については、行為の停止・変更

命令が発動される（電気通信事業法第30条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関し行う以下の行為に相当する行為については、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

（例）

- 卸電気通信役務の提供について、自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。）に対して、他の電気通信事業者と比べて低い料金や有利な条件で提供すること（電気通信事業法第30条第3項第2号及び第4項第2号）。

（ウ） 特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者（卸元事業者）が行う次のような行為については、公共の利益を確保するために必要な限度において、電気通信事業法上の業務改善命令が発動される（電気通信事業法第38条の2第4項）（注67）。

（例）

- 特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れを受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをした電気通信事業者の負担すべき金額その他の提供の条件について提示をするときまでに、当該申入れをした電気通信事業者から、当該提示と併せて特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項の提示をするよう求められたにもかかわらず、次に掲げるような正当な理由がないのに、これを拒むこと。ただし、単に事業の経営に関する秘密であることのみをもって提示を拒むことは正当な理由に当たらない。
 - ・ 提示の求めがあった事項が、卸元事業者が他の電気通信事業者と締結した秘密保持契約による保護対象である事項のうち、個別の電気通信事業者のみに係る事項であることが明らかであること
 - ・ 提示の求めがあった事項が、卸元事業者が提供する電気通信役務（卸電気通信役務を除く。）の設計に関する営業秘密であつて、当該事項を提示することにより、卸元事業者の競争上の地位を不当に害すること

（注67） 卸元事業者が正当な理由なく特定卸電気通信役務の提供を拒む場合、

その拒まれた電気通信事業者が総務大臣に協議の開始又は再開を申し立てることにより、総務大臣は原則として卸元事業者に協議の開始又は再開の命令が発動される。提供を拒むことができる正当な理由とは、電気通信事業法第32条等における電気通信回線設備との接続を拒むことができる場合と同等のものであり、次に掲げるような理由をいう。

- ・ 卸元事業者の電気通信役務の円滑な提供に支障があること
- ・ 当該特定卸電気通信役務の提供が卸元事業者の利益を不当に害するおそれがあること（第二種指定電気通信設備を用いて提供される特定卸電気通信役務において、卸元事業者がBtoBtoX型のビジネス（電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルをいう。）を提供する場合であって、卸元事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他の電気通信事業者に提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合を含む。）
- ・ 当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の申入れをした他の電気通信事業者が、当該特定卸電気通信役務の提供に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあること
- ・ 当該特定卸電気通信役務の提供に応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であること

第4 コンテンツの提供に関連する分野

1 独占禁止法における考え方

- (1) 現在、多機能端末の普及などにより、様々なシステム上で、顧客が、ゲーム、音楽、動画、電子書籍等の各種サービス（以下「コンテンツ」という。）を利用することが可能となっている。

例えば、コンテンツを提供するシステムとして、電気通信事業者が、移動体通信端末等（以下「簡易端末」という。）のディスプレイ等を利用し、顧客がコンテンツを利用できるシステム（以下「簡易端末情報サービスシステム」という。）を管理・運用している場合がある。

簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している電気通信事業者（以下「システム運用事業者」という。）は、その管理・運用の適切性等を確保する観点から、

簡易端末の簡単な操作によってアクセスすることができるメニュー（以下「メニューリスト」（注６８）という。）を設定し、一定の基準（以下「掲載基準」という。）の下に、コンテンツを掲載していることが一般的である。また、メニューリストに掲載されたコンテンツの提供に係る料金については、電気通信役務料金とともにシステム運用事業者による代行回収が行われる仕組みとなっている。

このような状況の下、コンテンツを提供する事業者（以下「コンテンツプロバイダー」という。）にとっては、自己が提供するコンテンツが様々なシステム上に掲載されることが、他のコンテンツプロバイダーとの競争上重要であると考えられ、また、システム運用事業者にとっては、優良なコンテンツをどれだけ自己の簡易端末情報サービスシステムのメニューリストに掲載できるかが、他のシステム運用事業者との競争上重要であると考えられる。

（注６８）ここでいうメニューリストとは、例えば、システム運用事業者の公式メニューや各種コンテンツを提供する定額制メニューを指す。

- (2) このような現状を踏まえると、例えば、システム運用事業者が、コンテンツプロバイダーと他のシステム運用事業者との取引を制限する（注６９）条件を付けて当該コンテンツプロバイダーと取引したり、メニューリストへのコンテンツの掲載に際して、自己又は自己の関係事業者と比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱ったりすること等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不正な取引方法に該当し、独占禁止法第１９条の規定に違反することとなる（注７０）。

（注６９）システム運用事業者は、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載基準を独自に定めているところ、掲載基準が公開されていなかったり、公開されていても明確性に欠けたりする場合がある。このような場合、システム運用事業者による掲載基準の恣意的運用が行われ、他のシステム運用事業者との取引を制限することとなりやすい。

（注７０）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、Ⅰ－第２－２（４）を参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、システム運用事業者として簡易端末情報サービスシステムを管理・運用している場合において、当該電気通信事業者が、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉をすることは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第３０条第４項第３号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同

条第5項)。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される(同法第31条第7項)。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る(同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号)。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が同様の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。(同法第29条第1項第10号及び第12号)

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

市場において相対的に高いシェアを有するシステム運用事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること、競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載する場合には料金回収代行サービスを中止すること等を条件とすることにより、競争事業者の電気通信役務市場への新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、排他条件付取引等)(注71)。

(注71) 要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

- ② コンテンツを自己のメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金その他の提供条件等の設定に関与する(注72)ことにより、当該コンテンツプロバイダーの事業活動を困難にさせ、又はコンテンツ提供市場における競争を阻害するおそれを生じさせること(私的独占、拘束条件付取引等)。

(注72) 高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。

- ③ 自己のメニューリストへコンテンツを掲載する場合に、コンテンツの掲載に係

る条件について、コンテンツを提供する自己又は自己の関係事業者に比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱うことにより、当該コンテンツプロバイダーの新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること（私的独占、差別取扱い等）。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動系のシステム運用事業者が、各種コンテンツを提供する定額制メニューにコンテンツを掲載する場合に、収益配分、メニュー上の掲載位置等の条件について、自己又は自己の関係事業者に比べて、他のコンテンツプロバイダーを不利に取り扱うこと。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、コンテンツプロバイダーの業務について不当に規律し、又は干渉すると認められるときは、電気通信事業法第30条第4項第3号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第5項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。（同法第29条第1項第12号）

- ① 競争事業者のメニューリストへ新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへのコンテンツの掲載若しくは料金回収代行サービスを中止し、又は既に競争事業者のメニューリストにコンテンツを掲載しているコンテンツプロバイダーに対して、自己のメニューリストへの掲載若しくは料金回収代行サービスを拒否（注73）すること（注74）。

（注73）不適切なコンテンツが流れることを防止する観点から、メニューリストに掲載すべきコンテンツプロバイダーの選択基準を明確にした上で、公正に実施する場合には問題とならない。

（注74）要望するカテゴリへの掲載を不当に拒否する場合又はサイトのツリー構造の最下層近辺への配置により不当に不利益を与える場合も問題となる。

② 自己のメニューリストへ既にコンテンツを掲載している又は新たにコンテンツを掲載しようとするコンテンツプロバイダーに対して、競争事業者のメニューリストへのコンテンツの掲載を禁止する、又は競争事業者のメニューリストに対応する記述言語によるコンテンツの作成を禁止すること。

③ コンテンツをメニューリストに掲載させる条件として、コンテンツプロバイダーと顧客との間におけるコンテンツ提供に係る料金の設定に関与する（注７５）こと。

（注７５）高額請求による利用者とコンテンツプロバイダーとのトラブルを回避するため、一定額以上となるようなコンテンツ料金を承諾しないことについては、当該一定額が料金を不当に制限するものではない限り、問題とならない。

第５ 電気通信設備の製造・販売に関連する分野

１ 独占禁止法における考え方

(1) 技術革新の進展が著しく、それに基づく新たなサービスの展開が活発である電気通信事業分野においては、電気通信設備の製造に当たっていわゆる事実上の標準と認められる特許等があり、そのような特許等のライセンス契約を締結しないと、電気通信設備の製造販売活動が困難となるおそれがある。

また、電気通信設備の製造には相当程度のコストを要することから、特定の電気通信事業者が一定の数量を購入することを条件として、当該電気通信事業者向けに特化した電気通信設備が開発・製造されることも多いところ、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者は、電気通信設備を多く購入できるため、電気通信設備の製造業者にとっては、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者と取引することが事業活動を行う上で重要であると考えられる。

(2) このような現状を踏まえると、例えば、特許等を有する電気通信事業者等が、電気通信設備の製造業者に対して、特許等のライセンス契約の締結に併せて他の商品・サービスを自己又は自己の指定する事業者から購入させること、特許等のライセンス契約を締結している電気通信設備の製造業者とその取引の相手方との取引その他電気通信設備の製造業者の事業活動を拘束する条件を付けて当該電気通信設備の製造業者と取引をすること、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと等により、市場における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第３条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第１９条の

規定に違反することとなる（注 7 6）。

なお、一般に、技術の利用に係る制限行為に関する独占禁止法における考え方については、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成 1 9 年 9 月 2 8 日公正取引委員会）に基づいて判断される。

（注 7 6）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I－第 2－2（4）を参照。

(3) 端末設備の販売業者は、端末設備の販売に併せて、電気通信事業者の電気通信役務に関する契約の媒介等を行うことも多いところ、端末設備の販売業者が端末設備の販売価格を自由に設定できることのみならず、電気通信役務に関連する多様な商品・サービスを自らの判断で提供できることが、端末設備の販売市場や当該商品・サービスの販売市場における競争を確保する観点から重要であると考えられる。

(4) このような状況の下、例えば、市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売する端末設備の価格を拘束すること、又は特定の商品・サービス以外の商品・サービスを取り扱わせないことにより、端末設備の販売市場、特定の商品・サービスの販売市場等における競争が実質的に制限される場合には、私的独占に該当し、独占禁止法第 3 条の規定に違反することとなる。市場における競争が実質的に制限されるまでには至らない場合であっても、上記のような行為により、公正な競争を阻害するおそれがある場合には不公正な取引方法に該当し、独占禁止法第 1 9 条の規定に違反することとなる（注 7 7）。

（注 7 7）具体的行為に対する独占禁止法の適用については、I－第 2－2（3）参照。

2 電気通信事業法における禁止行為、停止・変更命令等

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、設備メーカー又は販売業者に対し、その業務について不当に規律し、又は干渉することは、電気通信事業法上の禁止行為に該当し（同法第 3 0 条第 4 項第 3 号）、総務大臣の停止又は変更命令の対象となる（同条第 5 項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第 3 1 条第 7 項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第 9 条の電気通信事業の登録及び同法第 1 1 7 条第 1 項の認定の取消事由となり得る（同法第 1 4 条第 1 項第 1 号及び第 1 2 6 条第 1 項第 3 号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が同様の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支

障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される。(同法第29条第1項第12号)

3 独占禁止法上又は電気通信事業法上問題となる行為

(1) 独占禁止法上問題となる行為

ア 電気通信設備の製造に関連する分野における行為

特許等を有する電気通信事業者等が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者と電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、不当に自己又は自己の指定する事業者から電気通信設備の製造業者が必要とする商品・サービスを購入させること(私的独占、抱き合わせ販売等)(注78)。

(注78) 当該電気通信設備の製造業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合には不当な行為に該当しない。

- ② 特許等を有する電気通信事業者が、電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、電気通信設備の製造業者と締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用する電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、電気通信設備の製造業者からの許諾要請を認めず、又は許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限することにより、競争事業者又は電気通信設備の製造業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、取引妨害等)。

- ③ 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が、電気通信設備の製造業者に対して、自ら指定した電気通信設備のみを製造させること(競争事業者の電気通信役務に適合しないような電気通信設備を製造させることを含む。)、競争事業者の電気通信設備を製造させないこと、競争事業者等の顧客への電気通信設備の販売時期を遅らせるように指示すること又は競争事業者等への電気通信設備の販売量を一定量以下とすることを指示することにより、競争事業者の新規参入を阻止し、又はその事業活動を困難にさせること(私的独占、拘束条件付取引等)。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、自己又は自己のネ

ットワークを利用する移動体電気通信事業者向けの端末設備のみ製造することを条件とすること。

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備を調達する際に、端末設備の製造業者に対して、新規参入する移動体電気通信事業者の周波数の仕様に適合しない等、この移動体電気通信事業者の電気通信役務には適合しないことを条件とすること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の製造業者に対して、自ら指定した端末設備と同機種 of SIM ロックを設定していない端末設備（いわゆる SIM フリー端末）を端末設備の製造業者が販売する場合に、競争事業者等の顧客への発売時期を遅らせるように指示すること又は販売量を一定量以下とするように指示すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、セルラー方式の腕時計型ウェアラブル端末の製造業者に対して、競争事業者に当該端末設備を供給しないよう指示すること。

イ 電気通信設備の販売に関連する分野における行為

(ア) 市場において相対的に高いシェアを有する電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- ① 端末設備の販売業者に対して、正当な理由がないのに自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させること、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束することにより端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、再販売価格の拘束、拘束条件付取引等）（注 79）。

（注 79）電気通信事業法第 27 条の 4 の規定に基づき端末設備の販売業者に対して指導等を行うことと併せて、上記のような行為を行う場合も、独占禁止法上問題となる。以下、②及び③において同じ。

＜想定例＞

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対する以下の一連の行為により、端末設備の販売価格を拘束すること。
 - ・ 端末価格の割賦払いの上限額を設定し、当該上限額と当該移動体電気通信事業者のオンライン直販価格及び端末設備の販売業者の仕入価格を同額とすること
 - ・ 端末設備を割賦払いの上限額を上回る金額で販売しないよう要請すること
 - ・ 後日、端末設備の販売業者に支払う各種支援金等の額を予測できな

いようにすることにより、端末設備の販売業者が当該移動体電気通信事業者のオンライン直販価格を下回る販売価格を設定できないようにすること

- ② 端末設備の販売業者に対して、自己の端末設備以外の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させることにより、競争事業者の新規参入を阻止し、若しくはその事業活動を困難にさせ、又は端末設備の価格競争を阻害するおそれを生じさせること（私的独占、排他条件付取引等）。

- ③ 端末設備の販売業者に対して、自己若しくは自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し（注８０）、又は他の事業者の商品・サービスを顧客に提供することを禁止することにより、当該商品・サービスを提供する他の事業者の事業活動を困難にさせること（私的独占、拘束条件付取引等）（注８１）。

（注８０）例えば、当該商品・サービスを提供しない場合に当該商品・サービスの提供に連動しない販売奨励金等を不当に減額すること等により実質的に強制していると認められる場合も含む。

（注８１）当該商品・サービスを提供する他の事業者が代替的な提供方法を容易に確保することができる場合には問題とならない。

<想定例>

- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、自己又は自己の関係事業者の電気通信役務を顧客に提供することと併せて自己又は自己の指定する事業者のコンテンツを顧客に提供することを強制し、他のコンテンツプロバイダーのコンテンツを顧客に提供することを禁止すること。
- 市場において相対的に高いシェアを有する移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、商品・サービスの安全性の確保、品質の保持、商標の信用の維持等、当該商品・サービスの適切な販売のための合理的な理由がないにもかかわらず、自己又は自己の指定する事業者の商品・サービスを顧客に提供することを強制し、他の事業者が提供する同様の商品・サービスを顧客に提供することを禁止すること。

- (イ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している電気通信事業者が行う以下の行為は、独占禁止法上問題となる。

- 端末設備の販売業者に対して、正常な商慣習に照らして不当に不利益とな

るように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること（優越的地位の濫用）。

＜想定例＞

- 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスを的確に実施するために必要な限度を超えて、契約変更に関し、端末設備の販売業者と十分に協議することなく、一方的に、各種支援金等の支払基準となる契約件数等の販売目標の引上げ、評価ランク・評価方法の不利益変更を行うこと。
- 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、販売により得られる収益が販売に要する費用を下回ることになるにもかかわらず、営業担当者等を通じて端末設備の大幅な値引き販売の実施を指示するなどして、その実施を余儀なくさせること。

(ウ) 取引上の地位が端末設備の販売業者に優越している移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者に対して、端末設備の販売や電気通信役務に関する契約の媒介等のサービスの実施に関して、端末設備の販売業者の通常の営業活動では達成できないような目標水準（注８２）を設定することにより、端末設備の販売業者が、当該目標水準を達成するために「供給に要する費用を著しく下回る対価」で端末設備を販売することとなる場合がある。移動体電気通信事業者が、端末設備の販売業者による独占禁止法上問題となる行為（不当廉売）を惹起することとなる目標水準を設定することは、同法違反行為の未然防止の観点から、競争政策上望ましくない。

（注８２） 端末設備の販売業者に対する各種支援金等の支払における評価の基準となる契約件数等の評価項目の数値を指す。

なお、特定の評価項目を重視した評価制度の設定については、それ自体が、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

(2) 電気通信事業法上問題となる行為

市場支配的な電気通信事業者のうち、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が、以下の行為を行うことにより、設備メーカー又は端末設備の販売業者の業務について不当に規律し、又は干渉すると認められる（注８３）ときには、電気通信事業法第３０条第４項第３号の禁止行為に該当し、総務大臣による停止又は変更命令が発動される（同条第５項）。また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が当該業務に関して同様の行為を行っ

た場合には、当該電気通信事業者に対し当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7項）。さらに、これらの命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者以外の電気通信事業者が以下の行為を行う場合であっても、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるときは、業務改善命令が発動される（同法第29条第1項第12号）。

（注83）ただし、販売業者の選定に当たって、利用者利益の確保の観点等から一定のサービス水準を満足することを条件とする場合や、下記④において、販売業者が専売を希望する場合には、電気通信事業法上問題とならない。

- ① 設備メーカーと電気通信設備を製造するために不可欠な特許等のライセンス契約を締結するのに併せて、合理的な理由なく、自己又は自己の指定する事業者から設備メーカーが必要とする商品・サービスを購入させること。
- ② 電気通信設備を製造するために不可欠な特許等について、設備メーカーと締結しているライセンス契約又は共同開発契約において、自己の特許等の技術を利用した電気通信設備を競争事業者に販売する際には別契約により許諾を要する旨の条件を付している場合に、合理的な理由なく、設備メーカーからの許諾要請を認めず、若しくは許諾に係る手続を遅延させるなど実質的に許諾請求を拒否していると認められる行為を行い、競争事業者に当該特許等の技術を利用した電気通信設備を販売する時期等を制限すること。
- ③ 端末設備（注84）の販売業者に対して、自ら定めた端末設備の標準価格、参考価格等を遵守させ、又は販売業者が店頭、広告等において表示する価格を拘束すること。
（注84）端末設備とは、例えば、電話機（固定、移動体）、ファクシミリ機等をいう。
- ④ 端末設備の販売業者に対して、他の電気通信事業者の端末設備を取り扱わず、自ら指定した端末設備のみを販売させ、又は自ら定めた販売地域等を遵守させること。

【再掲】 市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制（禁止行為等）

電気通信事業法上の市場支配的な電気通信事業者に対する非対称規制の対象となる行為については、前述の第1から第5までの各分野において、同法上問題となる行為として記載されているが、電気通信事業者等の便宜を考慮し、その趣旨及び概要と併せて、対象となる行為について当該規制の根拠条文ごとにまとめ直し、再掲することとする。

1 制度の趣旨及び概要

- (1) 電気通信事業法においては、公正競争促進の措置として、市場支配的な電気通信事業者をあらかじめ特定して一定の規制を通常の電気通信事業者とは非対称的に課す非対称規制制度を整備している。

具体的には、市場支配的な電気通信事業者に対して、次に掲げる行為をあらかじめ禁止するとともに（同法第30条第3項及び第4項）、これに違反する行為に対しては、速やかに除去し得るよう行為の停止・変更命令制度が設けられている（同条第5項）。

（市場支配的な電気通信事業者の禁止行為）

- ① 電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者の禁止行為

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

イ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

ウ 電気通信業務についての当該電気通信事業者の特定関係法人（注1）である電気通信事業者であって総務大臣から指定を受けたものに対する不当に優先的な取扱い・利益付与

- ② 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の禁止行為

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

イ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供

ウ 電気通信業務についての特定の電気通信事業者に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与

エ 他の電気通信事業者（注2）、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉

また、市場支配的な電気通信事業者は、内部相互補助の抑止・監視及び業務運営の透明性確保の観点から、会計整理義務及び電気通信役務に関する収支状況等の会計情報の公表義務が課されている（電気通信事業法第24条第2号及び第3号並びに第30条第6項）。

（注1）特定関係法人とは、電気通信事業法第12条の2第4項第1号に定める特定関係法人をいう。

（注2）コンテンツプロバイダーなど、電気通信事業法第164条第1項各号に掲げる電気通信事業（いわゆる適用除外電気通信事業）を営むものを含む。

- (2) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、その第一種指定電気通信設備のボトルネック性（他の電気通信事業者の事業展開にとっての不可欠性、独占性）から、特に大きな市場支配力を有しており、それを背景とした反競争的な行為

を行った場合、電気通信事業者間の公正な競争及び電気通信の健全な発達に及ぼす弊害は大きい。

このため、電気通信事業法は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、(1)②アからウまでの行為を禁止する他、

① 特定の業務において、特定関係事業者（注3）に比べて他の電気通信事業者に対し不利な取扱いを行うことを原則として禁止するとともに（注4）（同法第31条第5項）、

② (1)②アからエまでの規制、及び①の規制の実効性を確保するため、電気通信業務等を子会社等に委託する場合には、当該子会社等が、受託した業務に関し、(1)②アからエまでの行為、及び①の行為を行わないように、当該子会社等に対し、必要かつ適切な監督を行うことを義務付けている（同条第6項）。（注5）

（注3）「特定関係事業者」とは、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の子会社、当該電気通信事業者を子会社とする会社、当該会社の子会社（当該電気通信事業者を除く。）に該当する電気通信事業者であって、総務大臣が指定するものをいう（同条第1項）。

（注4）「ただし、総務省令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない」（電気通信事業法第31条第5項ただし書）とされており、具体的には、以下の理由がある場合には、やむを得ない理由があるものとされる。

(1) 他の電気通信事業者が負担すべき金額の支払い、使用期間その他の使用条件、守秘義務、目的外使用の禁止その他の契約に定める事項を履行せず、又は履行しないおそれがあること（電気通信事業法施行規則第22条の8）。

(2) NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社については、当分の間、

① 日本電信電話株式会社法の一部を改正する法律（平成9年法律第98号）附則第5条第6項の承継計画に記載された同法附則第3条第2項第4号及び第6号に掲げる事項のうち、以下の事項を実施するものであること（電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（平成13年総務省令第148号）附則第2項）。

ア 特定関係事業者が提供する音声伝送役務の契約者に係る契約者情報の追加及び更新に係る業務の受託

イ 特定関係事業者の設備の監視及び制御に係る業務の受託

（注5）この他、当該電気通信事業者に対する非対称規制として、Ⅲ1に記載する義務が課されている。

これらのうち、①の規制に違反する行為、及び業務を受託した子会社等が行う②に掲げる行為に対しては、行為の停止・変更命令、又は当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同条第7項）。

また、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、これらの義務の遵守状況を確認する観点から、毎年、これらの義務の遵守のために講じた措置及びその実施状況に関する事項を総務大臣に報告することが義務付けられている（同条第10項）。

2 電気通信事業法上問題となる行為

- (1) 市場支配的な電気通信事業者が行う以下の行為（ウについては、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行うものに限る。）は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第30条第5項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア 接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号イ及び第4項第1号イ）

- 他の電気通信事業者との接続の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ①）。

イ 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報の目的外利用・提供（電気通信事業法第30条第3項第1号ロ及び第4項第1号ロ）

- 卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た情報を、当該情報の本来の利用目的を超えて社内の他部門又は自己の関係事業者等へ提供するような行為（第1の3(2)エ②）。

ウ 電気通信業務についての特定の電気通信事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。⑥において同じ。）に対する不当に優先的な取扱い・利益付与又は不当に不利な取扱い・不利益付与（同条第3項第2号及び第4項第2号）

（例）

- ① 自己の関係事業者（電気通信事業法第30条第1項の規定により総務大臣から指定を受けた電気通信事業者にあつては、当該電気通信事業者の特定関係法人であつて総務大臣が指定するものに限る。③から⑤まで及び⑦において同じ。）のネットワークを利用した通話のみについての割引サービス等の設定（第3の3(1)イ(4)①）。
- ② 自己の関係事業者のサービスを排他的に組み合わせた割引サービスの提供（第3の3(2)イ）。

- ③ 自己の関係事業者と一体となった排他的な業務（電気通信役務の提供以外の業務（例：料金明細書への商品案内の同封、課金・認証等のプラットフォーム機能の管理・運営）については、当該業務が電気通信役務の提供と密接不可分に関係しており、その態様が合理的な理由なく差別的であることにより電気通信市場の公正な競争にただちに弊害を及ぼす場合に限る）（第３の３(４)イ(イ)①）。
- ④ 自己の関係事業者に対する料金等の提供条件についての有利な取扱い（第３の３(４)イ(イ)②）。
- ⑤ 特定の電気通信事業者のみに対して基本料請求代行を認めること（第３の３(４)イ③）。
- ⑥ 自己の関係事業者に対する卸電気通信役務の提供に関する有利な取扱い（第３の３(６)イ(イ)）。

（注６）上記において禁止される排他的な役務提供や業務は、例えば、市場支配的な電気通信事業者が行う事業提携において、提携の相手方に対し、特定の役務提供条件の設定や他の電気通信事業者との同様の提携を行うこと、又は行わないこと等を強要すること等、その市場支配力を濫用して行うものをいう。

エ 他の電気通信事業者、電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（電気通信事業法第３０条第４項第３号）

（例）

- ① 他の電気通信事業者の提供する電気通信役務の内容等の制限（第３の３(１)イ(イ)②）。
- ② コンテンツプロバイダーに対する不当な規律・干渉（例えば、ポータルサイトへの掲載の可否や料金回収業務の提供可否といった提供条件を不合理な条件で一方向的に設定すること等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第４の３(２)①～③）。
- ③ 電気通信設備の製造業者・販売業者の業務に対する不当な規律・干渉（例えば、端末設備の製造業者に対して特定機種 of 端末を合理的な理由なく他の電気通信事業者に提供させないこと、端末設備の販売業者に対して他の電気通信事業者の端末設備を合理的な理由なく取り扱わせないこと、端末設備の販売業者に対して社会通念を超える販売数量ノルマを課すこと等、市場支配的な電気通信事業者がその市場支配力を濫用して行うものをいう）（第５の３(２)①～④）。

(２) 市場支配的な電気通信事業者のうち第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が行う以下の行為は、電気通信事業法上の禁止行為に該当し、このような

行為を行った場合は、行為の停止・変更命令が発動される（同法第31条第7項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

ア 第一種指定電気通信設備との接続に必要な電気通信設備の設置・保守、土地・建物等の利用又は情報の提供について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第5項第1号）

（例）

（ア） 接続に必要な情報の提供に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ③）。

（イ） 接続に必要な装置等の設置・保守工事、コロケーション、電柱・管路等の貸与に関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ④）。

イ 電気通信役務の提供に関する契約の媒介、取次ぎ又は代理その他の電気通信事業者からの業務の受託について、特定関係事業者に比して他の電気通信事業者を不利に取り扱う行為（電気通信事業法第31条第5項第2号）

（例）

○ 料金回収業務等に係る手数料の不公平な設定（第3の3(4)イ(イ)④）。

ウ 特定関係事業者との間で行う電気通信業務に関する取引であって、その条件が第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の取引の通常条件に比して当該特定関係事業者により有利なものであることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある取引（電気通信事業法第31条第5項第3号）。

（例）

○ 一般コロケーションに関する不公平な取扱い（第1の3(2)エ⑤）。

- (3) 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の業務を受託した子会社等が、当該業務に関して(1)、(2)に掲げる行為に相当する行為を行った場合には、当該電気通信事業者に対し、当該行為を停止・変更させるために必要な措置を講ずべき旨の命令が発動される（同法第31条第7項）ほか、当該命令に違反した場合において、公共の利益を阻害すると認められるときは、同法第9条の電気通信事業の登録及び同法第117条第1項の認定の取消事由となり得る（同法第14条第1項第1号及び第126条第1項第3号）。

Ⅲ 競争を一層促進する観点から事業者が採ることが望ましい行為

1 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対する非対称規制

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対しては、Ⅱ【再掲】1(2)で述べた観点から、設備部門の設置その他の接続の業務に関して知り得た他の電気通信事業者等に関する情報を適正に管理し、かつ、当該業務の実施状況を適切に監視するための体制の整備その他必要な措置を講ずべき非対称規制が課されている（電気通信事業法第31条第8項）。

当該措置は、同条第7項に列挙された事項を含むものでなければならず、かつ、電気通信事業法施行規則第22条の10に列挙された要件を満たすものでなければならぬところ、当該要件を満たすための具体的な行為として、例えば、以下に掲げる行為を採ることが望ましいものと考えられる。

(1) 設備部門の設置及び他の部門との間の隔絶（同規則第22条の10第1号から第4号まで関係）

(例)

- ① 設備部門の業務に従事する者（注1）が当該業務の用に供する室と、その他の部門の業務に従事する者が当該業務の用に供する室とを、別フロアーに配置する等により物理的に隔絶すること。

（注1）設備部門の業務に従事する者の範囲は、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者の事業所等において接続の業務に関して他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を知り得る者全てを対象とすることが適当である。

- ② 設備部門の業務の用に供する室に、その他の部門の業務に従事する者が容易に入室することができないよう、適切な入室管理を行うこと。

(2) 厳格な情報遮断措置（同条第5号から第10号まで関係）

(例)

- 接続関連情報（注2）の取扱いを適正なものとするために設備部門の業務に従事する者（当該業務に従事していた者を含む。）が遵守すべき規程において、次の事項を規定すること

- ・ 支店等（注3）の長が設備部門の業務に従事する者の職務とその他の部門の業務に従事する者の職務を兼ねることとなる場合において、当該者の接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 設備部門とその他の部門との間の人事異動に際して、接続関連情報の取扱いを適正なものとするための事項
- ・ 設備部門の業務に従事する者とその他の部門の業務に従事する者の共有スペースその他設備部門の業務の用に供する室外において、接続関連情報の取

扱いを適正なものとするための事項

- ・ 法令違反や本規程違反が発覚した場合の処理手順等に関する事項

(注2) 電気通信事業法施行規則第22条の10第5号に規定する接続関連情報をいう。

(注3) 同条第3号に規定する支店その他の事業所をいう。

(3) 実効的な監視の仕組み（同条第11号から第16号まで関係）

(例)

- 監視部門を、電気通信事業法施行規則第22条の10第12号に掲げる設備部門との間で手続き等を実施することとなる部門からも独立した部門として設置すること

2 その他事業者が採ることが望ましい行為

(1) 禁止行為等規定を遵守するために講じた措置及びその実施状況の公表

第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、電気通信事業法第31条第5項、第6項及び第8項の遵守のために講じた措置及びその実施状況について総務大臣に対し報告する義務を課せられることとなるが（電気通信事業法第31条第10項）、これらの規定の遵守の徹底を図る観点からは、報告した内容について公表することが望ましい。

(2) 加入者回線網の開放の徹底

加入者回線網を保有する市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、他の電気通信事業者との接続・コロケーションの実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、接続・コロケーションを実施した相手方を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、実績、手続に要した期間、拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ、公表することが望ましい。

(3) 電柱・管路等の貸与関係

ア 電柱・管路等の貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との情報遮断等

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、その貸与担当部門と他部門・自己の関係事業者との間において、貸与手続を通じて知り得たインフラベースの事業者の情報を遮断する措置を講じるとともに、情報遮断の具体的な実施については、企業秘密の保持等に配慮した上で、その実施状況を外部から検証できる方法を採用することが望ましい。

イ 電柱・管路等の貸与申込手続の公表等

設備保有者は、競争を一層促進する観点から、以下のように、設備の提供に係る貸与申込手続等をあらかじめ公開する（透明性）等の取組を積極的に推進することが望ましい。

（例）

① 貸与申込手続等に関する標準実施要領の作成及び公表（ガイドライン第 13 条）

設備保有者は、ガイドラインに準拠した設備の使用に関する標準実施要領を作成し、設備の提供に関する次の事項をあらかじめインターネット上のホームページで公表することが望ましい。

- （ア） 提供を受けるための申込み窓口及びその連絡先
- （イ） 提供を受けるための手続（設備の提供に伴う事前調査（以下「調査」という。）の申込みから使用までの標準的な手続（設備使用料及びその算出根拠の通知に関するものを含む。））
- （ウ） 申込書、通知書その他必要な書類の標準的な様式及び添付すべき書類の種類
- （エ） 提供が拒否できる事由
- （オ） 標準的な設備使用料及びその算出根拠
- （カ） 調査の申込みから提供の可否の回答までの標準的期間（標準的な調査回答期間）
- （キ） 提供に関して行う調査に係る費用の算定方法
- （ク） 調査の申込みから設備の使用開始までの標準的期間
- （ケ） 定型期的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に係る設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化のための基本的事項
- （コ） 前号に掲げるもののほか、設備の使用の申込みに関する手続の簡素化及び効率化に関して必要な事項

② 情報開示（ガイドライン第 12 条）

設備保有者は、電気通信事業者から設備の使用可能状況について照会があったときは、可能な限り、当該区間の使用可能状況について当該電気通信事業者への回答を行うことが望ましい。

③ 資料の提供等（ガイドライン附則第 2 条）

ガイドラインは、設備使用の進展の程度等を踏まえ、必要に応じ見直すものとしているところ、この場合において、設備保有者及び認定電気通信事業者は、資料の提供等見直しに必要な協力を行うことが望ましい。

ウ 電柱・管路等の貸与状況の公表

電柱・管路等を保有する事業者は、競争を一層促進する観点から、インフラベ

一の事業者への電柱・管路等の貸与の実施状況を事後的に公表することが望ましい。

具体的には、自己の関係事業者を優遇していないことが検証できるよう、貸与先を自己の関係事業者とそれ以外に区分した上で、申込件数、貸与実績、貸与手続に要した期間、貸与を拒否した件数・拒否した場合の理由などの実施状況を定期的に取りまとめ公表することが望ましい。

(4) 卸電気通信役務市場の活性化

卸電気通信役務に関する提供条件の透明性・公平性を確保し、競争を一層促進する観点から、電気通信事業者は、できるだけ卸電気通信役務の料金その他の提供条件について、標準的な提供条件のメニューを作成・公表することが望ましい。

(5) 違反防止マニュアルの作成

市場支配的な電気通信事業者は、競争を一層促進する観点から、社内において独占禁止法及び電気通信事業法遵守マニュアルを作成し、社内研修の充実等を図ることにより、的確に実施することが望ましい。

また、こうしたマニュアルについては、自社の営業員等だけでなく販売代理店においても遵守徹底を図ることが重要である。

(6) 固定ブロードバンドサービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減

ア 工事費等相当額の割引やキャッシュバックの提供期間

工事費等相当額を分割して月額料金からの割引を行ったり、毎月キャッシュバックを付与したりする場合において、当該割引やキャッシュバックが期間拘束契約の期間を超えて継続的に提供される場合、利用者の過度な囲い込みとして機能する可能性があることから、工事費等相当額の割引やキャッシュバックは、期間拘束契約の期間内に利用者がその全額を享受できるようにすることが望ましい。

イ 無料解約期間

無料解約期間は、契約期間の最終月の翌月の月額料金を支払うことなく利用者が解約することができるよう、契約期間の最終月を含み、また多くの固定ブロードバンドサービスにおいて契約期間の最終月や契約期間の満了後に無料解約期間が設定されている実態に照らせば、契約期間の最終月の翌月及び翌々月も含むことが望ましい。

(7) 携帯電話サービスにおける乗換え時のスイッチングコストの低減

ア 端末設備の対応周波数帯

端末設備の製造業者は、利用者が他の移動体電気通信事業者の携帯電話サービ

スに乗り換える際のスイッチングコスト低減の観点から、それぞれの経営判断の下、可能な範囲で、全ての移動体電気通信事業者に共通して割り当てられた周波数帯に対応する端末設備等、いずれの移動体電気通信事業者の周波数帯にも対応する端末設備を製造することが望ましい。

イ 利用者に対する十分な説明

移動体電気通信事業者は、利用者の携帯電話サービスの適切な選択に資するよう、移動体電気通信事業者から割引適用を受けて割賦払いで端末設備を購入した利用者が、その支払期間中であっても、他の移動体電気通信事業者の携帯電話サービスに乗り換えることが可能であるということを含め、端末設備の購入と携帯電話サービスの利用の継続とは無関係であること等について、端末設備を購入しようとする又は携帯電話サービスの提供を受けようとする利用者に対し、自ら十分に説明する又は端末設備の販売業者を通じて十分に説明が行われるようにすることが望ましい。

IV 報告・相談、意見申出等への対応体制

第1 違反行為の報告・相談、競争の促進に関する各種苦情・意見申出等

独占禁止法においては、何人も同法の規定に違反する事実があると思料するときは、公正取引委員会にその事実を報告し、適当な措置を採るべきことを求めることができる旨規定されている（独占禁止法第45条）。

公正取引委員会は、IT関連分野及び公益事業分野における公正かつ自由な競争を確保するため、同分野における独占禁止法違反について、効率的かつ迅速に情報収集し、事件処理を行うこととしている。

また、公正取引委員会は、法運用の透明性の向上を図るとともに事業者等の自らの行為への法適用に関する予見可能性を高めるとの観点から、事業者等が行おうとする具体的な行為に関し相談に応じており、当該行為が公正取引委員会所管法令の規定に抵触するか否かに関する事業者等からの照会に対し、回答する手続（事業者等の活動に係る事前相談制度）を整備している（注1）。

（注1）事前相談制度は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、公正取引委員会が所管する法律（独占禁止法、取適法（製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号））等）の規定に照らして問題がないかどうかの相談に応じ、原則として、事前相談申出書を受領してから30日以内に書面により回答するものである（「事業者等の活動に係る事前相談制度」平成13年10月1日公正取引委員会を参照）。

電気通信事業法においては、電気通信事業者の電気通信役務に関する料金その他の提供条件等に関し苦情その他の意見のある者は、総務大臣に対し意見の申出をすることができる旨規定されている（同法第172条）。

また、電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る契約・協定の締結に関する争いについては、電気通信紛争処理委員会のあっせん又は仲裁を求めることができる旨規定されている（同法第154条～第159条）。

総務省においても、電気通信事業者等が行おうとする具体的な行為に関し、当該行為が電気通信事業法等の総務省所管法令の規定に抵触するか否かについて、照会を受け、それに対して回答する手続（法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度））を整備している（注2）。

（注2）法令適用事前審査確認手続は、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関し、当該行為が総務省所管法令の対象となるかどうかをあらかじめ総務省に確認する手続である（総務省法令適用事前確認手続規則（平成13年総務省訓令第197号））。

総務省では、事業者等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為が、

電気通信事業法、電波法等総務省所管法令に基づく申請に対する処分又は届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項で当該条項に違反する行為が罰則の対象となるもの及び不利益処分の根拠を定める条項の適用対象となるか否かの照会に対し、原則として、受け付けた日から 30 日以内に書面により回答することとしている。

公正取引委員会及び総務省は、上記の独占禁止法及び電気通信事業法の規定を運用していくとともに、本指針に示されている考え方や問題となる行為等に関する相談を受け付けることとしている（窓口については下表参照）。

第2 公正取引委員会と総務省の連携

独占禁止法と電気通信事業法の運用に当たっては、公正取引委員会及び総務省は、同一の行為に対して独占禁止法と電気通信事業法が適用され得ることに鑑み、両法の運用について最大限の整合を図り、両法の適用関係を巡る事業者の無用の混乱や過大な負担を生じさせないようにする観点から、下記のような連絡・情報交換を行うこととする。

- 1 公正取引委員会及び総務省は、それぞれに寄せられた相談及び総務省に寄せられた電気通信事業法第172条に基づく意見申出について、電気通信事業法上問題となる可能性があるとして公正取引委員会が判断した場合、独占禁止法上問題となる可能性があるとして総務省が判断した場合などにおいて、相互に、相談者又は意見申出者の希望を踏まえ、連絡することとする。
- 2 公正取引委員会及び総務省は、独占禁止法及び電気通信事業法の運用に当たって、必要に応じ、それぞれの処理についての情報交換等を行うこととする。
- 3 公正取引委員会及び総務省は、上記1及び2の連絡・情報交換のための窓口を相互に設置することとする。

表 報告・相談等窓口

担当行政官庁	報告・相談等	窓口課	連絡先
公正取引委員会	独占禁止法第45条に基づく違反事実の報告 (注1)	公正取引委員会事務総局 審査局情報管理室 (注2)	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー 電話 (03) 3581-5471
	独占禁止法の事前相談及び一般的な相談	公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部相談指導室 (注2)	〒105-0001 東京都港区虎ノ門2-2-3 虎ノ門アルセアタワー 電話 (03) 3581-5481
総務省	電気通信事業法第172条に基づく意見の申出	総務省総合通信基盤局総務課 (注3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電話 (03) 5253-5827
	電気通信事業法等の一般的な相談	総務省総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課 (注3)	〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎第2号館 電話 (03) 5253-5835

(注1) ホームページからの報告については、<https://www.jftc.go.jp> まで。

(注2) 独占禁止法に関する関東甲信越地方（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・新潟県・長野県・山梨県）以外の窓口については別表1参照。

(注3) 電気通信事業法に関するその他の窓口については、別表2参照。

別表 1 独占禁止法に関する関東甲信越地方以外の窓口

地方事務所等	独占禁止法第 4 5 条に基づき違反事実の報告	独占禁止法の一般的な相談	管轄区域
北海道事務所 〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 丁目 札幌第 3 合同庁舎	第一審査課 T E L: (011) 231-6300	総務課 T E L: (011) 231-6300	北海道
東北事務所 〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎	第一審査課 T E L: (022) 225-8421	総務課 T E L: (022) 225-7095	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館	第一審査課 T E L: (052) 961-9425	総務課 T E L: (052) 961-9421	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	第一審査課 T E L: (06) 6941-2193	総務課 T E L: (06) 6941-2173	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館	審査課 T E L: (082) 228-1501	総務課 T E L: (082) 228-1501	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	審査課 T E L: (087) 811-1756	総務課 T E L: (087) 811-1750	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館	第一審査課 T E L: (092) 431-6033	総務課 T E L: (092) 431-5881	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課 〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	公正取引課 T E L: (098) 866-0049	同左	沖縄県

別表2 電気通信事業法に関するその他の窓口

地方総合通信局等	窓口課等	管轄区域
北海道総合通信局 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：011-709-2311 内線4703	北海道
東北総合通信局 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：022-221-0627	青森県・岩手県・宮城県・ 秋田県・山形県・福島県
関東総合通信局 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：03-6238-1674	茨城県・栃木県・群馬県・ 埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・山梨県
信越総合通信局 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：026-234-9971	新潟県・長野県
北陸総合通信局 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：076-233-4420	富山県・石川県・福井県
東海総合通信局 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：052-971-9401	静岡県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿総合通信局 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	情報通信部電気通信事業課 TEL：06-6942-8517	滋賀県・京都府・大阪府・ 兵庫県・奈良県・和歌山県
中国総合通信局 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36	情報通信部電気通信事業課 TEL：082-222-3376	鳥取県・島根県・岡山県・ 広島県・山口県
四国総合通信局 〒790-8795 松山市味酒町2-14-4	情報通信部電気通信事業課 TEL：089-936-5042	徳島県・香川県・愛媛県・ 高知県
九州総合通信局 〒860-8795 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎	情報通信部電気通信事業課 TEL：096-326-7824	福岡県・佐賀県・長崎県・ 熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県
沖縄総合通信事務所 〒900-8795 那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋 B街区 5階	情報通信部監理課電気通信事業担当 TEL：098-865-2302	沖縄県